

教 育 委 員 会 会 議 次 第

令和4年5月26日(木)

午後1時10分～

函南町役場 3階 教育委員会室

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 教育長の報告その他事務事業の報告

4 付議案件

議案第41号 函南町結核対策委員会委員の委嘱について

議案第42号 かなみ仏の里美術館運営審議会委員の委嘱について

議案第43号 財産の取得について (GIGAスクール充電アダプタ等購入契約)

議案第44号 令和4年度函南町一般会計「教育費」補正予算について

議案第45号 函南町共同学校事務室の組織及び運営に関する要綱の制定について

議案第46号 函南町共同学校事務室事務処理等規程の廃止について

議案第47号 要保護及び準要保護児童生徒の認定について

5 報 告

6 そ の 他

(1) 後援依頼について

ア 第23回静岡県市町対抗駅伝競走大会

イ 第30回学校と出合える中高一貫校合同進学相談会『学校を知ろう』

ウ 第46回オール伊豆少年野球学童部大会

エ サッカー1日無料体験イベント

オ 静岡県教育研究会技術・家庭科教育研究部夏季研究大会 (三島・田方大会)

カ 第39回県油彩美術家協会東部展

キ 君の建設アカデミア 建設現場を体験しよう!

ク ライオンズベースボールスクール函南校無料体験会

(2) 定例学校等訪問の実施について

(3) 次回委員会開催予定

定例会 令和4年6月22日(水) 13:20～ 函南町役場 3階 教育委員会室

※午前中は、定例学校等訪問実施予定

教育長関係報告事項

令和4年5月26日（木）

月日	曜日	内 容
4月21日	木	・町内園長会（14：00～） ・田方地区学校保健会理事会（15：30～）
4月22日	金	・静岡県町教育長会（10：00～）
4月25日	月	・課長等連絡会議（8：40～） ・企画会議（9：00～） ・小規模特認校準備会（16：30～）
4月27日	水	・臨時校長会（9：00～）
4月28日	木	・三島警察署交通規則審議会（10：30～） ・沼津信用金庫様来庁（13：00～）※“いかのおすし”の防犯啓発グッズ寄贈 ・函南町地域防災会議（14：00～）
5月6日	金	・町内校長会（9：00～）
5月9日	月	・企画会議（9：00～）
5月10日	火	・函南町いじめ防止等生徒指導連絡協議会（14：00～）
5月11日	水	・青少年健全育成活動推進委員会（19：00～）
5月12日	木	・新規採用職員面談〔幼稚園教諭、こども園教諭・栄養士〕（14：40～）
5月13日	金	・静岡県教育研究会 研究大会実行委員長様来庁（9：30～）
5月16日	月	・ながら見守りステッカー受渡式（11：00～）※函南郵便局 ・生涯学習担当教員連絡会（15：30～）
5月17日	火	・田方地区教員研修協議会会計監査（10：45～）
5月18日	水	・函南町議会第2回臨時会（9：00～）
5月19日	木	・町内園長会（14：00～） ・第1回函南町不登校連絡協議会（14：30～）
5月20日	金	・課長等連絡会議（8：40～） ・企画会議（9：00～） ・三島地区保護司会70周年式典（15：00～）
5月21日	土	・函南町都市交流協会総会（13：25～）
5月23日	月	・校長面談（8：30～） ・静岡県教育委員会義務教育課様来庁（14：00～） ・表敬訪問（15：30～）函南小学校6年生 寺田温翔(あん)さん ➢第37回静岡国際陸上の小学生5.6年男子1500m優勝（記録4:41.93）
5月25日	水	・田方地区教員研修協議会委員会（9：30～） ・2市1町教育長会（11：00～） ・田方地区退職校長会総会（14：00～）
5月26日	木	・定例教育委員会（13：10～）

議案第41号

函南町結核対策委員会委員の委嘱について

函南町結核対策委員会設置条例（平成17年函南町条例第14号）第3条の規定により、別紙の者を函南町結核対策委員会委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和4年5月26日 提出

函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

委嘱していた委員の任期が令和4年3月31日を以て満了となったため、新たな委員の委嘱について、教育委員会に承認を求めるものです。

令和4年度 函南町結核対策委員会 委員一覧（案）

No.	役職・所属	氏名	委嘱期間	備考
1	田方地区医師会の代表 函南町学校医の代表	杉山 達郎	令和4年6月1日 ～5年3月31日	再任 函南さくらクリニック
2	結核の専門家	青山 一郎	令和4年6月1日 ～5年3月31日	再任 青山内科クリニック
3	静岡県東部保健所長	安間 剛	令和4年6月1日 ～5年3月31日	再任
4	函南町保健業務担当者	長瀬 里子	令和4年6月1日 ～5年3月31日	再任 健康づくり課保健師
5	函南町校長会の代表	土屋 貴俊	令和4年6月1日 ～5年3月31日	新任 丹那小学校長
6	函南町養護教諭の代表	小澤 未奈	令和4年6月1日 ～5年3月31日	新任 丹那小学校養護教諭

○函南町結核対策委員会設置条例

平成17年6月24日条例第14号

(設置)

第1条 函南町立学校（以下「学校」という。）におけるツベルクリン反応検査及びBCG接種の廃止を踏まえ、結核の児童生徒への感染防止、感染者又は発病者の早期発見及び早期治療並びに学校保健と地域保健との連携強化を目的とし、学校における結核対策に的確に取り組むため、函南町結核対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 学校における結核健診の実施状況及び結果の把握
- (2) 精密検査及び経過観察対象児童生徒の管理方針の検討
- (3) 患者発生時における関係機関への協力及び対策の検討
- (4) 地域との連携による学校の結核管理方針の検討
- (5) その他学校における結核対策に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 田方地区医師会の代表 1人
- (2) 結核の専門家 1人
- (3) 静岡県東部保健所長
- (4) 函南町保健業務担当者 1人
- (5) 函南町学校医の代表 1人
- (6) 函南町校長会の代表 1人
- (7) 函南町養護教諭の代表 1人

2 委員は、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、再任は、これを妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、田方地区医師会の代表をもって充て、会務を掌理する。

3 副委員長は、委員長が指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理し、欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が召集する。

2 委員会は、委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

議案第42号

かなみ仏の里美術館運営審議会委員の委嘱について

かなみ仏の里美術館の設置、管理等に関する条例（平成24年函南町条例第9号）の規定により、別紙の者をかなみ仏の里美術館運営審議会委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和4年5月26日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

委嘱していた委員の任期が令和4年3月31日を以て満了となったため、新たな委員の委嘱について、教育委員会に承認を求めるものです。

かなみ仏の里美術館運営審議会委員候補者 (案)

候補者氏名	住所若しくは所属課	任 期	備 考
せきもと みつやす 関本 光泰	あまぎ認定こども園 園長	令和4年6月1日～ 令和6年3月31日	新任

かなみ仏の里美術館運営審議会 名簿（案）

No.	氏 名	住所若しくは所属	任 期	備 考
1	とみなが かずひこ 富永 和彦	函南町社会教育委員会 委員長	令和4年4月1日～ 令和6年3月31日	再 任
2	くりゅう あきら 栗生 明	千葉大学名誉教授	令和4年4月1日～ 令和6年3月31日	再 任
3	しみず ますみ 清水 眞澄	三井記念美術館長	令和4年4月1日～ 令和6年3月31日	再 任
4	いわさ みつはる 岩佐 光晴	成城大学文芸学部教授	令和4年4月1日～ 令和6年3月31日	再 任
5	さとう としひこ 佐藤 聡彦	日本大学短期大学部 ビジネス教養学科 教 授	令和4年4月1日～ 令和6年3月31日	再 任
6	なかむら しげる 中村 滋	令和4年度桑原区長	令和4年4月1日～ 令和6年3月31日	再 任
7	さとう やすひろ 佐藤 泰博	函南町文化協会会長	令和4年4月1日～ 令和6年3月31日	再 任
8	うすい みつひろ 薄井 充裕	中央大学総合政策学部 客員教授	令和4年4月1日～ 令和6年3月31日	再 任
9	せきもと みつやす 関本 光泰	あまぎ認定こども園 園長	令和4年6月1日～ 令和6年3月31日	新 任

○かんなみ仏の里美術館の設置、管理等に関する条例

平成24年4月2日条例第9号

改正

平成24年4月2日条例第9号

平成24年9月18日条例第15号

かんなみ仏の里美術館の設置、管理等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、かんなみ仏の里美術館の設置、管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 函南町が保有する別表第1に掲げる仏像（以下「仏像群」という。）及び町に関する歴史、芸術、民俗等に関する資料の保存、展示並びに活用を図り、もって町民の教育、学術及び文化の発展に資するため、かんなみ仏の里美術館（以下「美術館」という。）を函南町桑原89番地の1に設置する。

(施設の管理運営)

第3条 美術館の管理運営は、教育委員会生涯学習課が行う。

2 美術館に、館長その他の管理運営に必要な職員を置く。

3 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督し、美術館を適正に管理運営する。

(観覧料)

第4条 美術館に展示されている仏像群を観覧しようとする者は、別表第2に定める額の観覧料を納付しなければならない。

(観覧料の減免)

第5条 観覧料は教育委員会規則で定めるところにより、減免することができる。

(観覧料の還付)

第6条 既納の観覧料は還付しない。ただし、その者の責めに帰することのできない理由により観覧することができなくなったときは、その全部又は一部を還付することができる。

(施設の使用)

第7条 美術館及び敷地内を使用しようとする者は、あらかじめ館長の許可を受けなければならない。

2 館長は、前項の許可をする場合において、管理運営上必要な条件を付けることができる。

(入館等の制限)

第8条 館長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、美術館及び敷地内への立入りを拒否することができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 美術館の管理又は運営に支障があると認めるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、不適當であると認めるとき。

2 前項の場合において、当該者に損害が生じることがあっても、町はその賠償の責めを負わない。

(損害賠償の義務)

第9条 美術館及び敷地内の建物、設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、速やかにその損傷し、若しくは滅失した建物、設備、備品等を原状に回復し、又はその損傷を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない事情があると認めるときは、その賠償額を減額し、又はこれを免除することができる。

(運営審議会)

第10条 美術館の円滑な運営を図るため、かんなみ仏の里美術館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会の委員（以下「委員」という。）は、10人以下で組織する。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月2日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月18日条例第15号）

この条例は、平成24年11月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

名称	員数	指定区分
木造阿弥陀如来及両脇侍像	3 体	重要文化財
木造薬師如来坐像	1 体	県指定有形文化財
木造毘沙門天立像	1 体	県指定有形文化財
木造聖観音立像・木造地藏菩薩立像	2 体	県指定有形文化財
木造十二神将立像	12 体	県指定有形文化財
木造弘法大師坐像	1 体	町指定有形文化財
木造経卷上人坐像	1 体	町指定有形文化財
木造不動明王立像	1 体	町指定有形文化財
木造両脇侍立像	2 体	町指定有形文化財

別表第2（第4条関係）

区分	単位	料金
大人	1 人 1 日	300円
子ども	1 人 1 日	100円
パスポート	1 人 1 年	2,000円

備考

- 1 「大人」とは、15歳（高校生）以上の者をいう。
- 2 「子ども」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校及び中学校の在学者並びにこれらに準ずる者をいう。

議案第43号

財産の取得について（GIGA スクール充電アダプタ等購入契約）

財産の取得について（GIGA スクール充電アダプタ等購入契約）、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を求める。

令和4年5月26日 提出

函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

GIGA スクール充電アダプタ等購入契約について、町議会の議決を経るべき事件であるため、教育委員会の意見を求めるものです。

物 品 売 買 仮 契 約 書

函南町長 仁科喜世志（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）との間において第2条に定める物品の売買のため、次のとおり仮契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義誠実をもってこの契約を忠実に履行しなければならない。

（契約の要項）

第2条 この契約の要項は、次のとおりとする。

- (1) 物 品 名 NECクロームブック用ACアダプター等
- (2) 仕様（規格） 別添設計書による
- (3) 数 量 同 上

- (4) 契 約 金 額 ￥

（うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 ￥

- (5) 納 入 期 限 町議会の議決の日の翌日から 166 日間
- (6) 納 入 場 所 函南町 平井 地内
- (7) 契 約 保 証 金 免 除

（検査及び引渡し）

第3条 乙は、甲の指示に従って物品を納入するものとし、甲は納入された日から起算して10日以内に物品の検査をしなければならない。

2 物品の引渡しは、前項の検査終了と同時に完了するものとする。

3 第1項の検査によって生じた故障又は検査に要した費用は、乙の負担とする。

4 第1項の検査により合格と認めたときは、甲は乙にその旨を通知する。

（物品の引取）

第4条 乙は、不合格又は契約数量を超過した物品、契約を解除された物品及びその他甲から返却すべき物品を自己の経費をもって甲が通知した日から5日以内に引き取らなければならない。

（所有権移転）

第5条 物品の所有権は、物品の引渡しがあった時に、乙から甲に移転する。

（かし担保）

第6条 第3条第1項の検査に合格した物品が1年以内に不備を生じたときは、乙は甲の指示に従って無償で補修又は取替えの責を負うものとする。ただし、その不備が甲の責による場合はこの限りでない。

（請求及び支払いの時期）

第7条 乙は、第3条第4項の通知を受けた後に支払いを請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の請求を受理した日から30日以内に支払わなければならない。

(債権の譲渡)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ない限り、甲に対する債権を第三者に譲渡又は承継させることができない。

(引渡し遅延違約金)

第9条 乙の責に帰する理由により第2条に定める納入期限までに物品の引渡し completed しないときには、乙は甲に対して違約金を支払うものとする。ただし、甲が天災事変その他不可抗力によるものと認めた場合にはこの限りでない。

2 前項の違約金の額は、納入期限の翌日から引き渡すまでの日数に応じ、契約金額に対し1日について1000分の1を乗じた額とする。

(契約の解除)

第10条 甲、乙いずれか一方がこの契約に違反したときは、その相手方はいかなるときもこの契約の全部又は一部を解約することができる。

(紛争の解決)

第11条 この契約について紛争を生じたときは、甲の指定する仲裁者を立てて速やかに解決を図るものとする。

(定めのない事項の処理)

第12条 この契約に定めのない事項については、法令に定めるところによるほか、甲乙双方協議の上処理するものとする。

この仮契約は、町議会の議決を得たときには、本契約となるものとする。

なお、町議会の議決を得られなかった場合は、この仮契約に基づく損害賠償について甲は、一切の責任を負わない。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所有する。

令和 年 月 日

(甲) 住所 静岡県田方郡函南町平井717番地の13
氏名 函南町長 仁科 喜世志

(乙) 住所
氏名

物品の概要

(1) 物 品 名 GIGA スクール充電アダプター等

(2) 納入場所 函南町 平井外 地内

(3) 担 当 課 教育委員会 学校教育課

契 約 内 容	当 初	変 更 後
契 約 額	金 円 予算額 22,049 千円	
納 期	町議会の議決の日の 翌日から 166 日間	

物件の概要

内 容	当 初	変 更 後	備 考
NECクロームブック用 アダプター	2,741 個		
モバイル書画カメラ	109 個		
HDMI ケーブル	109 個		
雷ガードタップ	109 個		

GIGAスクール充電アダプタ等購入 特記仕様書

本仕様書は、GIGAスクール充電アダプタ等の納入に関し、必要な事項を定める。

- 1 件 名 GIGAスクール充電アダプタ等購入
- 2 納入場所 函南町教育委員会（函南町平井717番地の3）
函南小学校（函南町仁田148番地）
丹那小学校（函南町丹那443番地）
桑村小学校（函南町桑原933番地）
東小学校（函南町平井972番地）
西小学校（函南町間宮475番地）
函南中学校（函南町仁田56番地）
東中学校（函南町柏谷540番地）
- 3 納入期限 町議会の議決の日の翌日から166日間
- 4 内 容 NECクロームブック用ACアダプタ 2,741個
（PC-VP-BP130 小型軽量ACアダプタ（USB-C））
モバイル書画カメラ 109個（ELMO MX-P3 同等品以上）
HDMIケーブル 109個
（BSHD3S50BK イーサネット対応5.0m 同等品以上）
雷ガードタップ 109個（5個口 5.0m 同等品以上）

納品数内訳

- ① 函南小学校（アダプタ：501個、カメラセット20個）
 - ② 丹那小学校（アダプタ：63個、カメラセット6個）
 - ③ 桑村小学校（アダプタ：93個、カメラセット6個）
 - ④ 東小学校（アダプタ：693個、カメラセット26個）
 - ⑤ 西小学校（アダプタ：479個、カメラセット18個）
 - ⑥ 函南中学校（アダプタ：427個、カメラセット16個）
 - ⑦ 東中学校（アダプタ：485個、カメラセット17個）
- 上記数量は、学校間の移動もあるため、参考数量とする。

5 特記事項

- （1）納入について、納入場所が学校施設であることに特段の配慮をし、納入計画、納入準備、納入管理を十分検討し、学校業務・活動等に支障がないよう徹底すること。
- （2）仕様等については、発注者と事前に協議すること。カメラの仕様については、以下のとおりとする。
①総画素数：1/3インチ CMOS 1300万画素、②フレームレート：60fps（高フレームレートモード1080P 時）、③ズーム：デジタル16倍、④フォーカス：ワンプッシュAF、⑤出力端子：HDMI：タイプA×1、USB：TypeC×1、RGB：アナログRGB映像×1、※各出力先へ同時出力ができること。⑥USB出力：USB2.0 UVC（映像）対応（M-JPEG）、4160×3120、3840×2160、⑦RGB出力：1920×1080/60fps

1024×768/60fps、⑧内蔵マイク：あり、⑨内蔵SDスロット：あり（最大32GB対応）、⑩質量：460g以下、⑪外形寸法：幅290×奥行82×高さ22mm以下（収納時）、⑫その他：保証期間中に製品が故障した場合は、代替機の貸出が可能なこと。引取から3営業日以内に修理品を返却すること。持ち運びを考慮し、コンパクトかつ軽量設計であること。静止画、動画を撮影でき、SDカードに保存できること。USBバスパワー駆動に対応していること。本体備え付けのボタンにて簡単操作が行えること。（ズーム操作、オートフォーカス、明るさ調整、照明ON/OFF、マイクON/OFF）本体底辺にマグネットを搭載しており、任意の場所に設置できること。アーム及びカメラヘッドを無段階で操作でき、任意の場所を簡単に撮影できる構造であること。

- （3）物品の納入期限及び納入場所については、発注者の指示によること。また、函南町役場において、物品検収をうけ、合格をした後に各小中学校へ納入すること。なお、ACアダプタにおいては、NEC製のクロームブック付属品としての購入であるため、端末管理番号と合わせた備品シール及び管理簿を作成し、貼付した上で納品先へ納入すること。カメラにおいても、同様とする。
- （4）搬入や据付にかかる費用等においては、入札額に含めるものとする。
- （5）搬入にあつては、養生等を発注者の指示のもと十分に行い、納入物品及び建物に損傷や汚れ等がないように注意すること。また、万が一損傷や汚れ等が生じた場合は、物品の入れ替え等を行い、発注者の確認を受けること。
- （6）搬入における経路や搬入時間等は、学校側と綿密な打ち合わせを行うこと。また、事故等がないよう安全の確保に努め、安全対策を万全に講じること。
- （7）敷地及び建物内では、搬入箇所以外にむやみに立ち入らないこと。
- （8）梱包用のダンボールやビニール等は、納入者が処分すること。
- （9）モバイル書画カメラの保証期間は、受け渡し完了の日から5年とする。

6 その他

この仕様書に定めのない事項または疑義のある事項については、必要に応じて、発注者と協議し、指示があればこれに従うこと。

議案第44号

令和4年度函南町一般会計「教育費」補正予算について

令和4年度函南町一般会計補正予算（第3号）のうち、教育委員会関係補正予算を別紙のとおり作成したので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を求める。

令和4年5月26日 提出

函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

令和4年度函南町一般会計補正予算（第3号）のうち、教育委員会関係補正予算について、町議会の議決を経るべき議案の作成にあたり、教育委員会の意見を求めるものです。

一般会計補正予算（第3号） 6月補正予算

校 教 育 課 補 正 予 算

（ 歳 入 ）

（ 事 務 局 事 業 ）

（教育支援センター事務事業）

（ 小 学 校 管 理 事 業 ）

（ 中 学 校 管 理 事 業 ）

令和4年度 学校教育課補正予算（第3号）要求一覧表

歳入

単位：千円

充当先事業名	歳入科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	説明
函南小学校管理事業 丹那小学校管理事業 桑村小学校管理事業 東小学校管理事業 西小学校管理事業 小学校教育振興事業 函南中学校管理事業 東中学校管理事業 中学校教育振興事業	国庫支出金 国庫補助金 教育費国庫補助金 学校教育費補助金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	25,298	△ 525	24,773	新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金の1/2相当額を学校保健特別対策事業費補助金に組み替えるため、歳入額を減額する。 ・感染症対策学校保健消耗品購入 函南小学校・東小学校・西小学校・・・各150千円/2＝各75千円 丹那小学校・桑村小学校・・・各100千円/2＝各50千円 函中学校・東中学校・・・各200千円/2＝各100千円 合計1,050千円/2＝525千円・・・歳入額 △525千円減額
函南小学校管理事業 丹那小学校管理事業 桑村小学校管理事業 東小学校管理事業 西小学校管理事業 小学校教育振興事業 函南中学校管理事業 東中学校管理事業 中学校教育振興事業	国庫支出金 国庫補助金 教育費国庫補助金 学校教育費補助金 学校保健特別対策事業費補助金	0	525	525	新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金の1/2相当額を学校保健特別対策事業費補助金に組み替えるため、歳入額を増額する。 ・感染症対策学校保健消耗品購入 函南小学校・東小学校・西小学校・・・各150千円/2＝各75千円 丹那小学校・桑村小学校・・・各100千円/2＝各50千円 函中学校・東中学校・・・各200千円/2＝各100千円 合計1,050千円/2＝525千円・・・歳入額
合 計		25,298	0	25,298	

令和4年度 学校教育課補正予算（第3号）要求一覧表

歳 出

単位：千円

事業名	歳出科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	説 明
事務局事務事業	報酬 会計年度任用職員報酬	9,530	△ 1,620	7,910	新年度任用職員の確定及び発達相談員の業務内容の見直しにより、支出科目を変更したことに伴い報酬を減額する。 ※ことばの教室事業を教育支援センター事業へ移管（1名分）
	給料 一般職給	32,418	3,418	35,836	4月の人事異動及び指導主事の増員に伴う給料を増額する。
	職員手当等 通勤手当	221	173	394	4月の人事異動及び指導主事の増員に伴う通勤手当を増額する。
	職員手当等 管理職手当	2,867	595	3,462	4月の人事異動及び指導主事の増員に伴う管理職手当を増額する。
	職員手当等 期末手当	7,892	105	7,997	4月の人事異動及び指導主事の増員に伴う期末手当を増額する。
	職員手当等 勤勉手当	5,975	550	6,525	4月の人事異動及び指導主事の増員に伴う勤勉手当を増額する。
	職員手当等 会計年度任用職員期末 手当	1,145	△ 293	852	新年度任用職員の確定及び及び発達相談員の業務内容の見直しにより、支出科目を変更したことに伴う期末手当を減額する。 ※ことばの教室事業を教育支援センター事業へ移管（1名分）
	職員手当等 特別職共済組合負担金	1,955	30	1,985	教育長の共済負担金不足に伴い調整分を増額する。
	職員手当等 一般職共済組合負担金	10,718	1,467	12,185	4月の人事異動及び指導主事の増員に伴う共済負担金を増額する。
	需用費 消耗品費	172	53	225	学校経営及び学習指導、また文部科学省や教育界の動向解説など、事務局事業に必要なため、購読紙の購入費用を増額する。（内外教育）4,400円（税込み）×12月＝52,800円
小 計		72,893	4,478	77,371	
教育支援センター事務事業	報酬 会計年度任用職員報酬	14,386	1,620	16,006	新年度任用職員の確定及び発達相談員の業務内容の見直しにより、支出科目を変更したことに伴い報酬を増額する。※ことばの教室事業を事務局事務事業から移管（1名分）
	職員手当等 会計年度任用職員期末 手当	3,068	347	3,415	新年度任用職員の確定及び発達相談員の業務内容の見直しにより、支出科目を変更したことに伴い期末手当を増額する。 ※ことばの教室事業を事務局事務事業から移管（1名分）
小 計		17,454	1,967	19,421	

歳 出

単位：千円

事業名	歳出科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	説 明
小学校管理事業	報酬 会計年度任用職員報酬	43,878	1,016	44,894	新年度任用職員の確定及び西小学校特別支援学級支援員1名の増員によって必要な報酬額を増額する。
	職員手当等 一般職給	13,816	△ 2,271	11,545	4月の人事異動に伴い給料を減額する。
	職員手当等 期末手当	2,701	△ 459	2,242	4月の人事異動に伴い期末手当を減額する。
	職員手当等 勤勉手当	2,120	△ 200	1,920	4月の人事異動に伴い勤勉手当を減額する。
	職員手当等 会計年度任用職員期末 手当	9,390	211	9,601	新年度任用職員の確定及び西小学校特別支援学級支援員1名の増員によって必要な期末手当を増額する。
	共済費 一般職共済負担金	3,805	△ 110	3,695	4月の人事異動に伴い共済組合負担金を減額する。
	役務費 手数料 不動産鑑定手数料	0	550	550	西小学校借地の地主から借地箇所についての買取り意向を確認したため、不動産鑑定評価にかかる費用を増額する。 500,000円×1.1=550,000円 対象面積1,762㎡ 建築物なし
	委託料 施設管理委託料 小学校冷房フロン漏洩 点検業務委託料	0	2,530	2,530	ガス式空調機の整備に伴う保守点検及びフロン排出抑制法に伴う漏洩点検等を委託するために、委託料を増額する。2,299,800円×1.1=2,529,780円 GHP・フロン漏洩点検17台、フィルター清掃112台
	備品購入費 庁用器具費	7,000	737	7,737	平成14年10月購入の桑村小学校給食食材用冷凍冷蔵庫が故障し、経年故障により修理ができないため、更新する。また、もう1台ある平成14年8月購入の冷凍冷蔵庫も調子が悪いため、2台分の更新費用を増額する。335,000円×2台×1.1=737,000円
小 計		82,710	2,004	84,714	

歳 出

単位：千円

事業名	歳出科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	説 明
中学校管理事業	給料 一般職給	10,605	△ 654	9,951	4月の人事異動に伴い給料を減額する。
	職員手当等 期末手当	2,302	△ 329	1,973	4月の人事異動に伴い期末手当を減額する。
	職員手当等 勤勉手当	1,796	△ 100	1,696	4月の人事異動に伴い勤勉手当を減額する。
	共済費 一般職共済組合負担金	3,303	△ 118	3,185	4月の人事異動に伴い共済組合負担金を減額する。
	委託料 施設管理委託料 中学校冷房フロン漏洩 点検業務委託料	0	1,904	1,904	ガス式空調機整備に伴う保守点検及びフロン排出抑制法に伴う漏洩点検等を委託するために、委託料を増額する。(中学校2校分) $1,730,200円 \times 1.1 = 1,903,220円$ GHP点検25台、フロン漏洩点検22台、フィルター清掃181台
	備品購入費 庁用器具費	2,200	175	2,375	函南中学校給食調理用デジタル秤2台が同時に故障した。業務上計量が必要ため、更新費用を増額する。 $79,500円 \times 2台 \times 1.1 = 174,900円$
小 計		20,206	878	21,084	
合 計		193,263	9,327	202,590	

令和4年度 一般会計補正予算（第3号） 6月補正予算

生涯学習課 補正予算

- （農村環境改善センター管理事業）
- （社会教育総務事務事業）
- （コミュニティ推進事業）
- （ふれあいセンター管理事業）
- （文化財調査事業）
- （図書館等管理事業）
- （仏の里美術館管理事業）
- （社会体育総務事務事業）
- （体育施設管理事業）
- （運動公園等管理事業）

令和4年度 生涯学習課補正予算（第3号）要求一覧表

歳 出

単位：千円

事業名	歳出科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	説 明
農村環境改善センター 管理事業	委託料 施設管理委託料 冷房フロン漏洩点検業 務委託料	0	124	124	農村環境改善センター冷房フロン漏洩点検業務委託事業 フロン排出抑制法に伴う漏洩点検等を委託するために、委託料を増額する。 (25,200円×4台)＋諸経費11,200円)×1.1=123,200円
小 計		0	124	124	
社会教育総務事務事業	報酬 会計年度任用職員報酬	3,950	1,399	5,349	職員の休職に伴う会計年度任用職員1名分の報酬を増額する。
	報酬 会計年度任用職員時間 外勤務手当相当報酬	25	24	49	職員の休職に伴う会計年度任用職員1名分の時間外勤務手当相当報酬を増額する。
	給料 一般職給	40,440	△ 314	40,126	4月の人事異動に伴い給料を減額する。
	職員手当等 住居手当	492	336	828	4月の人事異動に伴い住居手当を増額する。
	職員手当等 通勤手当	224	△ 81	143	4月の人事異動に伴い通勤手当を減額する。
	職員手当等 管理職手当	1,938	△ 595	1,343	4月の人事異動に伴い管理職手当を減額する。
	職員手当等 期末手当	8,565	△ 659	7,906	4月の人事異動に伴い期末手当を減額する。
	職員手当等 勤勉手当	6,722	△ 50	6,672	4月の人事異動に伴い勤勉手当を減額する。
	職員手当等 会計年度任用職員期末 手当	621	152	773	職員の休職に伴う会計年度任用職員1名分の期末手当を増額する。
	共済費 再任用職員保険料	34	3	37	4月の人事異動に伴い再任用職員の保険料を増額する。

事業名	歳出科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	説 明
社会教育総務事務事業	共済費 会計年度任用職員保険料	569	246	815	職員の休職に伴う会計年度任用職員1名分の保険料及び雇用保険料率改正による該当職員（3名）の保険料の差額を増額する。
	旅費 会計年度任用職員費用弁償	138	42	180	職員の休職に伴う会計年度任用職員1名分の費用弁償を増額する。
小計		63,718	503	64,221	
コミュニティ推進事業	委託料 施設管理委託料 冷房フロン漏洩点検業務委託料	0	154	154	西部コミュニティセンター冷房フロン漏洩点検業務委託事業 フロン排出抑制法に伴う漏洩点検等を委託するために、委託料を増額する。 （（25,200円×5台）＋諸経費14,000円）×1.1＝154,000円
小計		0	154	154	
ふれあいセンター管理事業	委託料 施設管理委託料 冷房フロン漏洩点検業務委託料	0	31	31	ふれあいセンター冷房フロン漏洩点検業務委託事業 フロン排出抑制法に伴う漏洩点検等を委託するために、委託料を増額する。 （（25,200円×1台）＋諸経費2,800円）×1.1＝30,800円
小計		0	31	31	
文化財調査事業	共済費 会計年度任用職員保険料	317	2	319	雇用保険料率改正による該当職員（1名）の保険料の差額を増額する。
小計		317	2	319	
図書館等管理事業	報酬 会計年度任用職員報酬	21,885	1,623	23,508	職員の休職に伴う会計年度任用職員1名分の報酬を増額する。
	共済費 会計年度任用職員保険料	4,157	290	4,447	職員の休職に伴う会計年度任用職員1名分の保険料及び雇用保険料率改正による該当職員（13名）の保険料の差額を増額する。
	需用費 修繕料	340	87	427	図書館エントランスホール空調異常に伴い修繕料を増額する。 78,400円×1.1＝86,240円
小計		26,382	2,000	28,382	

事業名	歳出科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	説 明
仏の里美術館管理事業	共済費 会計年度任用職員保険料	841	8	849	雇用保険料率改正による該当職員（3名）の保険料の差額を増額する。
	工事請負費 工事請負費	0	1,298	1,298	美術管敷地内の法面が土砂崩れを起こし落石等防止を施すため、工事費を増額する。（工事一式） $1,180,000 \times 1.1 = 1,298,000$ 円
小計		841	1,306	2,147	
社会体育総務事務事業	給料 一般職給	12,392	△ 3,058	9,334	4月の人事異動に伴い給料を減額する。
	職員手当等 通勤手当	269	△ 200	69	4月の人事異動に伴い通勤手当を減額する。
	職員手当等 期末手当	2,528	△ 848	1,680	4月の人事異動に伴い期末手当を減額する。
	職員手当等 勤勉手当	2,023	△ 436	1,587	4月の人事異動に伴い勤勉手当を減額する。
	共済費 一般共済組合負担金	3,916	△ 929	2,987	4月の人事異動に伴い共済組合負担金を減額する。
	共済費 再任用職員保険料	0	45	45	4月の人事異動に伴い再任用職員の保険料を増額する。
小計		21,128	△ 5,426	15,702	
体育施設管理事業	役務費 手数料 遊具点検手数料	0	31	31	函南町体育館敷地内遊具点検に伴う点検手数料を増額する。 $27,500 \text{円} \times 1.1 = 30,250$ 円
小計		0	31	31	
運動公園等管理事業	共済費 会計年度任用職員保険料	1,955	15	1,970	雇用保険料率改正による該当職員（6名）の保険料の差額を増額する。
小計		1,955	15	1,970	
合 計		114,341	△ 1,260	113,081	

議案第45号

函南町共同学校事務室の組織及び運営に関する要綱の制定について

函南町共同学校事務室の組織及び運営に関する要綱を制定したいので、教育委員会の承認を求める。

令和4年5月26日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

静東教育事務所管内市町の共同学校事務室に関する組織、運営状況確認結果により、当町の現行規程である函南町共同学校事務室事務処理等規程に共同学校事務室長の指揮監督権限の要領上の規定及び共同学校事務室設置校や所属校の明記規定等所要の改正が生じたため、本要綱を新たに制定したので、教育委員会の承認を求めるものです。

函南町立小・中学校長

函南町共同学校事務室の組織及び運営に関する要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

函南町教育長 久保田 浩子

函南町共同学校事務室の組織及び運営に関する要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、函南町立小・中学校管理規則（昭和32年函南町教育委員会規則第2号。以下「管理規則」という。）第19条の5の規定に基づき、学校事務に係る業務を共同処理することにより、学校運営等に関する支援、事務処理の効率化及び適正化並びに質の向上並びに学校事務職員の人材育成を目指した函南町共同学校事務室（以下「共同学校事務室」という。）を円滑に推進するため、共同学校事務室の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置及び組織)

第2条 共同学校事務室の設置に係る設置校及び所属校は、別表第1のとおりとする。

2 共同学校事務室は、共同学校事務室設置校の校長（以下「設置校長」という。）及び別表第1に規定する全ての学校の事務職員により構成する。

3 設置校長は、共同学校事務室の運営について総括する。

4 共同学校事務室に、室長を置く。室長は、函南町教育委員会が静岡県教育委員会と協議の上、選任する。

5 共同学校事務室に、調整担当事務職員を置くことができる。調整担当事務職員は、室長が選任する。

6 共同学校事務室に、室長の判断により特定の業務を専門的に実施するチームを置き、当該チームのチームリーダーを所属校の事務職員の中から室長が選任する。

(所掌事務)

第3条 共同学校事務室は、次に掲げる業務を行う。

(1) 市町立小中学校事務職員の標準的職務の改正について（令和2年1月15日付け教義第791号静岡県教育委員会教育長通知）に示される市町立小中学校等事務職員の標準的職務一覧表に定める職務内容に基づき、共同処理により効率化及び適正化が図られる業務

(2) 事務職員の研修に関する業務

- (3) 前2号に掲げるもののほか、共同学校事務室において共同処理をすることが
適当と認められる業務

(職務)

第4条 室長は、共同学校事務室の所掌事務の責任者として、次に掲げる業務を行う。

- (1) 共同学校事務室に所属する事務職員の指揮統括
- (2) 共同学校事務室間の情報共有及び事務処理の質の向上
- (3) 教育委員会及び教育事務所、校長会等との連絡調整
- (4) 共同処理をする業務に係る実施計画の作成
- (5) 共同学校事務室の分掌表の作成及び事務の調整
- (6) 初任者研修、OJTその他の研修の承認
- (7) 教育委員会が室長に専決させることとする事務の専決
- (8) 共同学校事務室の運営に関する懸案事項等への対応

2 調整担当事務職員は、室長の補佐として、計画立案及び運営支援等の共同学校事務室におけるマネジメント全般に従事し、次に掲げる業務を行う。

- (1) 共同処理をする業務における調整及び補佐
- (2) 共同学校事務室等における研修の推進及び各職員の業務の支援
- (3) 各学校への連絡、情報発信等

3 チームリーダーは、各チームの企画運営及び若手事務職員の育成に従事し、各チームの運営を実質的に主導する。

4 前3項に掲げるもののほか、必要な事項は、別に室長が設置校長と協議の上、定める。

(専決)

第5条 共同学校事務室組織内の各校の校長の権限に属する一部の事務を室長に専決させることができる事務は、別表第2のとおりとする。ただし、次に掲げる場合には、この限りではない。

- (1) 事案が重要又は異例であると認められる場合
- (2) 事案について疑義若しくは紛議があり、又は紛議を生じるおそれがあると認められる場合

2 室長は、専決した事項について、必要に応じ、設置校長及び所属校の校長に報告しなければならない。

(代決)

第6条 室長が不在のときは、緊急やむを得ない場合に限り、設置校長又は室長が命ずる者が代決する。

2 前項の規定により代決した事項については、速やかに室長に報告し、承認を求めなければならない。

(服務)

第7条 所属校の校長は、年間実施計画等に基づき、自校の事務職員に共同学校事

務室への出張を命ずるものとする。

(協議会の設置)

第8条 共同学校事務室の共同処理を円滑に運営するため、函南町共同学校事務室協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この訓令甲は、令和4年6月1日から施行する。

別表第 1 （第 2 条関係）

設置校	所属校
函南町立函南中学校	函南町立函南小学校
	函南町立丹那小学校
	函南町立桑村小学校
	函南町立東小学校
	函南町立西小学校
	函南町立東中学校

別表第 2 （第 5 条関係）

室長専決事項
1 教職員の扶養手当、住居手当及び通勤手当に係る認定及び確認に関すること。 2 教職員の給与等に係る報告に関すること。 3 その他各学校長が認めたもの

函南町教育委員会訓令第 1 号

函南町立小・中学校長

函南町共同学校事務室事務処理等規程を次のように定める。

平成31年 2 月 20 日

函南町教育長 山邊 義彦

函南町共同学校事務室事務処理等規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、函南町立小・中学校管理規則（昭和32年函南町教育委員会規則第 2 号。以下「管理規則」という。）第19条の 5 の規定により、共同学校事務室における所掌事務及び室長の専決事項に関して、必要な事項を定めるものとする。

(共同学校事務室の所掌事務)

第 2 条 共同学校事務室の所掌事務は、別表第 1 のとおりとする。ただし、共同学校事務室設置校の校長が必要と認める場合は、この限りではない。

(専決事項)

第 3 条 共同学校事務室設置校又は関連校の校長の権限に属する事務の一部を室長に専決させることができる事務は、別表第 2 のとおりとする。ただし、次に掲げる場合には、専決させることはできない。

(1) 事案が重要又は異例と認められる場合

(2) 事案について疑義若しくは紛議があり、又は紛議を生じるおそれがあると認められる場合

2 室長は、専決した事項について、必要に応じ、共同学校事務室設置校及び関連校の校長に報告しなければならない。

(報告義務)

第 4 条 共同学校事務室設置校の校長は、室長の専決事項を定める場合には、その内容について速やかに教育長に報告するものとする。

附 則

この訓令は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第2条関係）

所掌事務	
教材・ 教具等 の共同 購入に 関する 事務	(1) 補助教材に関すること。
	(2) 町費に関すること。
教職員の給与 及び旅 費の支 給に関 する事 務	(1) 給与に関すること。
	(2) 給与データに関すること。
	(3) 三手当（住居・通勤・扶養）に関すること。
	(4) 期末勤勉手当に関すること。
	(5) 児童手当に関すること。
	(6) 退職手当に関すること。
	(7) 単身赴任手当に関すること。
	(8) 給料の調整額に関すること。
	(9) 所得税に関すること。
	(10) 給与特例計算・減額整理簿等に関すること。
	(11) 個人番号に関すること。
	(12) 非常勤職員給与に関すること。
	(13) 普通旅費・赴任旅費の請求に関すること。
	(14) 旅費支給に関すること。
	(15) 自家用車の公務使用に関すること。

共同処理することが効率的な処理に資するものとして教育委員会で定める事務	(16) 共同学校事務室内の旅費執行計画等に関すること。
	(17) その他給与・旅費に関する業務全般
	(1) 教科書に関すること。
	(2) 管理規則、処務規程に基づく各報告書の作成に関すること。
	(3) 学校徴収金に関すること。
	(4) 職員名簿に関すること。
	(5) 児童生徒名簿作成に関すること。
	(6) 児童生徒転出入関係事務に関すること。
	(7) 卒業証書授与台帳の整理に関すること。
	(8) 教員免許管理に関すること。
	(9) 勤務時間管理に関すること。
	(10) 校外学習に関すること。
	(11) 学校評価に関すること。
	(12) 各種国庫補助金に関すること。
	(13) 諸団体会計に関すること。
	(14) 情報発信に関すること。
	(15) 人事内申に関すること。
	(16) 履歴書に関すること。
	(17) 休暇、休職、欠勤等に関すること。
	(18) 社会保険・雇用保険資格取得・喪失届に関すること。

(19) 共済（互助）組合に関すること。
(20) 退職年金に関すること。
(21) 人事データに関すること。
(22) 服務に関すること。
(23) 文書受付に関すること。

別表第 2（第 3 条関係）

室長専決事項
給与特例計算書決裁 給与の減額整理簿決裁 三手当（住居・通勤・扶養）書類決裁 異率計算書決裁 給与データ入力承認 非常勤講師年末調整に関すること。 給与支給確認に関すること。 三手当随時確認の決裁 勤務関係諸届に関すること。（作成・保管） 自家用車の公務使用に関すること。（確認・管理） 社会保険・雇用保険資格取得・喪失届決裁 普通旅費・赴任旅費の旅費命令簿の証明（奥書証明）に関すること。 旅費支給確認に関すること。 履歴書に関すること。（入力・確認）

管内市町 共同学校事務室に関する組織・運営状況一覧

(静岡教育事務所 総務課)

【令和3年4月23日現在】

番号	市町名	A	B	C	D	E	F	G	H	I			
		設置校	室執務場所 (空欄は 設置校)	学校管理 規則上の 「室」設 置規定	組織運営 関係要領 等の制定	室長に係る室員 指揮監督権限の 要領上の規定	室長の果補 職名(級別職 務区分表上の 級)	室長名	調整担 当職員 の加配 数	その他組織上 の特長	三手当の 室長専決 状況	開始 時期	
1	沼津市	沼津四小 沼津五中		必置、条文 上設置校2 校を明記	○	R3. 4	統括室長 (6-2級職)	菅野浩之 嶋津文則	★★		○	202004	
2	熱海市	熱海一小		室置できる 規定	○		室長職 務規定 なし	共同学校事 務室参事 (6-1級職)	根本茂代	★	参事は、教育事務所の 「学校事務参事」 (既参事) を兼ねる	○	202011
3	三島市	三島北中		必置	○	○	統括室長 (6-2級職)	大隅敏恵	★		○	201910	
4	富士宮市	大宮小		必置	○	○	統括室長 (6-2級職)	小沢 泰	★	組織・呼称上の独 自規定有	○	201912	
5	伊東市	伊東南小	伊東 東小 (仮)	必置、共同 実施規定残 存	○	○	室長 (5級職)	今泉貴司	★	設置校の明記規定 等なし	○	202007	
6	富士市	吉原小 富士中	吉原一 中	室置できる 規定	○	○	統括室長 (6-2級職)	芹澤朋子 高橋弥生	★★		○	201910	
7	御殿場市	御殿場中	市民交 流セン ター外	室置できる 規定	○		室長職 務規定 なし	統括室長 (6-2級職)	松井 剛	★	設置校の明記規定 等なし	○	202101 (選手除く)
8	下田市	下田中		室置できる 規定	○	○	統括室長 (6-2級職)	土屋 健	★		○	202004	
9	裾野市	裾野東中		室置できる 規定	○		統括室長 (6-2級職)	松本典子	★	2018モデル地区	—	提案中	
10	伊豆市	修善寺中		室置できる 規定			室長 (5級職)	大木公憲	☆	設置校の明記規定 等なし	○	202011	
11	伊豆の国市	菰山中		必置	○		室長職 務規定 なし	室長 (5級職)	秋山睦美	★	○	202101	
12	東伊豆町	稲取小 (東賀)		室置できる 規定	○	R3. 4	室長 (5級職)	楠山芳則	☆	両町間の事務職員 業務協定書あり。 双方の町の室組織 運営要綱には「東 賀室」の規定あ り。	—	室では不 可だが、 町単位は 可(県教 委回答)	
13	河津町			室置できる 規定	○	R3. 4			☆		—		
14	南伊豆町	南伊豆中		室置できる 規定	○	○	事務主査 (4級職)	高橋雅美	☆		○	202004	
15	松崎町	松崎小 (西豆)		室置できる 規定	○	R3. 4	室長 (5級職)	須田京子	☆	両町間の事務職員 業務協定書あり。 双方の町の室組織 運営要綱には「西 豆室」の規定あ り。	—	室では不 可だが、 町単位は 可(県教 委回答)	
16	西伊豆町			室置できる 規定	○	R3. 4			☆		—		
17	函南町	函南中		必置	○		室長職 務規定 なし	統括室長 (6-2級職)	森野紀重	★	設置校の明記規定 等なし	○	202002
18	清水町	清水中		必置、条文 上設置校名 明記	○	○	室長 (5級職)	丸山尚恵	☆		○	202104	
19	長泉町	長泉小	長泉北中	室置できる 規定	○	○	室長 (5級職)	中村倫代	☆	設置校の明記規定 等なし	—	調整中	
20	小山町	小山中		必置	○	○	室長職 務規定 なし	室長 (5級職)	滝口一美	★	2018モデル地区	—	調整中

(注) 上表は、2020年4月に各市町教委からの資料提供を内容整理したもので、その後の追加情報を加味していたものである。「—」は未整備。

「調整担当職員の加配状況」欄の、★は本務職員(人数)、☆は会計年度任用職員の配置を示す。



教 義 第 791 号
令和 2 年 1 月 15 日

各市町教育委員会教育長 様

静岡県教育委員会教育長

市町立小中学校事務職員の標準的職務の改正について（通知）

このことについて、平成 23 年 3 月 31 日付け教人第 663 号「市町立小中学校事務職員の標準的職務の一部改正について」により通知しているところですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年 6 月 30 日法律第 162 号）第 47 条の 5 に基づく共同学校事務室が設置された状況等を受け、下記のとおり標準的職務一覧表（「以下「一覧表」という。）を改正することとしたので通知します。

つきましては、地域の実態に応じた職務遂行ができるよう貴管内小中学校等への御指導をお願いし、併せて学校事務の適正執行の確保について御配慮願います。

記

1 改正理由

- (1) 共同学校事務室が県内市町に設置され、学校内外における事務職員の役割が変容することとなった。
- (2) 学校教育法（昭和 22 年 3 月 31 日法律第 26 号）第 37 条の改正により事務職員の職務に関する規定が「事務に従事する」から「事務をつかさどる」に変更され、このことにより学校全体の事務を経営的視点に立って総括することが必須の職務となった。

2 改正内容

一覧表を別紙のとおり改正する。

3 職務遂行上の注意

- (1) 学校の業務を指導と管理に大別すれば、教育職員が担う児童生徒への指導業務以外は、事務職員の職務の範疇となること。
- (2) 現在、教育職員の業務としているもののうち、教育職員が担うことが適切である業務以外のものを事務職員が担当するなどの見直しをすること。
- (3) 各学校に共通する事務は、共同学校事務室での業務とするなど、効率化を推進すること。
- (4) 共同学校事務室において、事務職員の職位、経験年数、配置状況等を踏まえた業務が割り振られるよう配慮すること。

4 一覧表について

- (1) 区分欄の「学校経営」、「教育活動」、「学校労務」は学校及び共同学校事務室における職務を示したものである。
- (2) 職務内容については、事務職員がつかさどる職務の範囲を示したものであり、実際には教育職員等が担当することとなる職務も含まれる。
- (3) 共同学校事務室が未設置の市町においても、区分欄の「共同学校事務室」以外は共通するものである。

担 当 義務教育課
企画・免許班、人事班
電話番号 054-221-3140

別 紙

市町立小中学校等事務職員の標準的職務一覧表

区 分	職 務 内 容	職 務 内 容 関 係 事 務
学校経営	企画運営への参画に関する こと	企画運営委員会等への参画
		分掌組織検討への参画
		校内諸会議の企画・調整への参画
		自己評価、学校関係者評価の企画・実施への参画
	経理に関すること	学校予算編成企画、執行管理、監査対応
	業務改善に関すること	校内諸手続きの整理、業務改善の推進
	諸規程の制定に関すること	校内事務決裁規程等の整備・管理
	施設、物品に関すること	保守、保安、施設整備計画の策定、備品管理
	危機管理に関すること	危機管理マニュアル、防災、コンプライアンス
	地域連携に関すること	社会教育、関係機関との連絡調整
	情報管理に関すること	文書（メール）の収受・発送、教育情報の管理
	調査、統計に関すること	各種調査への回答
	広報に関すること	ホームページ、広報企画
教育活動	教育課程に関すること	教育課程編成への参画、時間割管理への参画
	学校行事に関すること	年間計画策定への参画、関係機関との調整、準備・運営
	教科書、教材に関すること	教科書給与事務、指導書・副読本の購入、教材整備計画
	学籍に関すること	在籍児童生徒数管理、転出入事務、卒業証書授与台帳管理
	就学支援に関すること	就学援助、就学奨励関係事務
	環境整備に関すること	児童・生徒の生活環境整備
	児童・生徒会に関すること	児童・生徒会活動に係る事務
学校労務	給与、旅費に関すること	給与事務、旅費事務
	勤務に関すること	勤務時間割振事務管理、休暇管理
	人事、服務に関すること	人事関係事務、服務管理
	福利厚生に関すること	共済組合、互助組合、労働安全衛生関係事務
	公務災害に関すること	事故に関する対応、公務災害関係事務
	庶務に関すること	職員諸証明（発行）等
その他	所属長が命ずる職務	

（注） 教育職員が担う児童生徒への直接的な指導業務以外は、事務職員の職務の範疇であり、職務内容には、実際は教育職員等が担当することとなる職務も含まれる。

区 分	職 務 内 容	職 務 内 容 関 係 事 務	
共同学校 事務室	共同学校事務室の運営に関 すること	室長	共同学校事務室運営の指揮監督 共同学校事務室室員への指導、研修、他 校支援等 市町が定める事務の専決、扶養手当等の 決裁事務
		室員	室長が命ずる職務

(注) 1 共同学校事務室を活用し、各学校の学校経営、教育活動の支援強化を図ること。

2 共同学校事務室において、各学校の共通業務を集中処理すること。

議案第46号

函南町共同学校事務室事務処理等規程の廃止について

函南町共同学校事務室事務処理等規程（平成31年函南町教育委員会訓令第1号）を廃止したいので、教育委員会の承認を求める。

令和4年5月26日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

本規程における所要の改正に伴う見直しにより、法令に基づく制度であることから、「規程」を「要綱」に変更し、別途新規制定を行うこととなったため、本規程の廃止について、教育委員会の承認を求めるものです。

函南町教育委員会訓令第 号

函南町立小・中学校長

函南町共同学校事務室事務処理等規程（平成31年函南町教育委員会訓令第1号）
は廃止する。

令和 年 月 日

函南町教育長 久保田 浩子

議案第47号

要保護及び準要保護児童生徒の認定について

要保護及び準要保護児童生徒の認定について、教育委員会の承認を求める。

令和4年5月26日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

保護者から就学援助申請が提出されたので、要保護・準要保護世帯の認定等について教育委員会の承認を求めるものです。

函南町教育委員会後援申請一覧 (令和4年5月分)

	事業名	主催者名	開催日 開催場所	入場料	過去承認	報告有無
1	第23回静岡県市町対抗駅伝競走大会	静岡県市町対抗駅伝競走大会 大会会長 大須賀 紳晃	令和4年12月3日(土) 静岡県庁本館前～県草薙陸上競技場	無料	有	有
2	第30回学校と出合える中高一貫校 合同進学相談会『学校を知ろう』	『学校を知ろう』実行委員会 代表者 土屋 肇	令和4年6月12日(日) 沼津卸商社センター展示場	無料	有	有
3	第46回オール伊豆少年野球 学童部大会	株式会社伊豆新聞本社 代表取締役社長 田中 実	令和4年7月30日(土)～8月3日(水) 伊東市宮かどの球場他、伊東市内5会場	有料	有	有
4	サッカー1日無料体験イベント	NPO法人アミティエスポーツクラブ 代表者 池谷 眞吾	令和4年6月18日(土) 柏谷公園野球場	無料	有	有
5	静岡県教育研究会技術・家庭科教育 研究部夏季研究大会(三島・田方大会)	静岡県教育研究会 技術・家庭科教育研究部 代表者 鈴木 譲	令和4年8月3日(水) 伊豆の国市立韮山中学校	無料	有	有
6	第39回県油彩美術家協会東部展	県油彩美術家協会東部支部 代表者 今井 利男	令和4年9月28日(水)～10月2日(日) コミュニティながいずみ 2F展示室	無料	有	有
7	君の建設アカデミア 建設現場を体験しよう!	加和太建設株式会社 代表取締役 河田 亮一	令和4年6月18日(土)～6月19日(日) 道の駅ゲートウェイ函南	無料	無	
8	ライオンズベースボールスクール 函南校無料体験会	ライオンズベースボールスクール 代表者 笹本 祐貴	令和4年6月15日、22日、29日(水)・25日(土) 柏谷公園 野球場	無料	無	
9	以下余白					
10						

令和4年4月11日

函南町教育委員会 様

申請団体 所在地 〒422-8033 静岡市駿河区登呂
団体名 静岡県市町対抗駅伝競走大会
代表者 大会会長 大須賀 伸三



後援名義使用許可願い

下記事業を開催するにあたり、貴町教育委員会の後援名義使用を許可下さるようお願い申し上げます。

記

事業名	第23回静岡県市町対抗駅伝競走大会
事業の 目的	県内各市町の活性化及び市町相互のさらなる交流の促進、県民意識の高揚、県民スポーツの振興を図ると同時に、本県スポーツ選手の発掘・育成・強化、さらに県民の体力向上等を目的として実施する。
実施日	令和4年12月3日（土）
会場	静岡県庁本館前～駿府城公園～清水興津清見寺～県草薙陸上競技場
対象者	県下各市町の選抜選手



第23回 静岡縣市町対抗駅伝競走大会 大会要綱 (案)

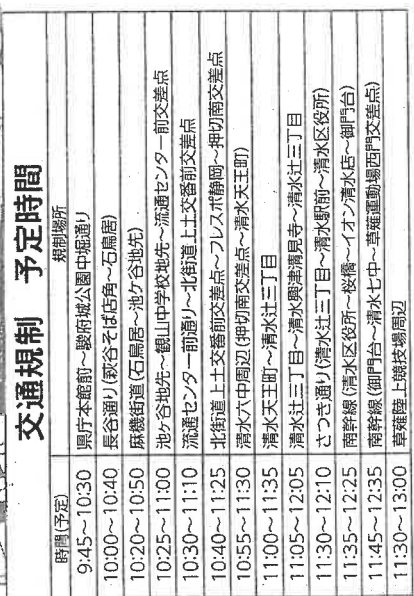
- 主催 静岡陸上競技協会、静岡新聞社・静岡放送
 後援 静岡県、静岡県教育委員会、(公財)静岡県スポーツ協会
 (公財)静岡縣市町村振興協会、静岡市
 参加市町、参加市町議会、参加市町教育委員会、参加市町体育協会・スポーツ協会、静岡県市長会、静岡県町村会、静岡県市議会議長会、静岡県町村議会議長会、静岡県校長会、静岡県高等学校長協会、静岡県私学協会、静岡県高等学校体育連盟、静岡県中学校体育連盟
 協力 静岡県警察、陸上自衛隊板妻駐屯地第34普通科連隊、国土交通省静岡国道事務所、(公社)静岡県看護協会、静岡県自治会連合会、静岡市清水区各地区交通安全会、静岡市交通指導員会、静岡市清水地域連合交通安全推進部長会、静岡市スポーツ推進委員連絡協議会、静岡市清水区連合体育会、日本ボーイスカウト静岡県連盟静岡地区・清水地区長谷通り商店街振興会・同周辺自治会、しずおか RC、清水健走会、草薙激走会、麻機学区体育振興会、西奈南学区体育振興会、NTTドコモショップ静岡安東店、しずおか焼津信用金庫長谷支店、静岡保険代弁(株)、JA静岡市あさはた支店、(株)JA静岡市やすらぎセンター、鳥坂自治会、サーラ物流(株)静岡営業所、サクライ石油(株)、(株)合同物流、飯田庵原地域包括支援センター、セントケア清水、静岡市袖師生涯学習交流館、榊屋、(株)ミライサポート、鈴与自動運送(株)、港トラック運送(株)、静岡市役所清水区役所、しずてつジャストライン(株)
 運営協力校 静岡県立静岡高校、静岡県立静岡城北高校、静岡県立静岡東高校、静岡県立静岡西高校、静岡県立駿河総合高校、静岡県立静岡農業高校、静岡県立科学技術高校、静岡県立静岡商業高校、城南静岡高校、静岡雙葉高校・中学校、静岡県立清水東高校、静岡県立清水西高校、静岡市立清水桜が丘高校、東海大学付属静岡翔洋高校、静岡北高校、静岡市立清水東高校、静岡市立清水第六中学校、静岡市立清水第七中学校、静岡市立葵小学校、静岡市立清水袖師小
- 主 旨 本大会は東海道四〇〇年祭を契機とし、県内市町の活性化及び市町相互のさらなる交流の促進、県民意識の高揚、民スポーツの振興を図ると共に本県スポーツ選手の発掘・育成・強化、更に県民の体力向上等を目的として実施する。
 - 期 日 2022年12月3日(土)(午前10時00分スタート・雨天決行)
 - コ ー ス 県庁本館前～駿府城公園～長谷通り～麻機街道～流通センター前～北街道～清見寺～南幹線～草薙陸上競技場
 「12区間 42.195km」(関係機関との協議により変更する場合がある)
 第1区 3.673km 県庁本館前～中堀2周～駿府城公園二之丸橋 中学生・高校生(女子)
 第2区 1.903km 駿府城公園二之丸橋～中堀1周～駿府城公園二之丸橋 小学生(男子)
 第3区 1.715km 駿府城公園二之丸橋～中堀半周～草深橋～西草深町東交差点 小学生(女子)
 第4区 3.549km 西草深町東交差点～麻機街道～JA静岡市あさはた支店 中学生・高校生(女子)
 第5区 6.855km JA静岡市あさはた支店～流通センター前～北街道～鳥坂自治会館 高校生(男子)
 第6区 3.911km 鳥坂自治会館～北街道～清水六中 40歳以上
 第7区 3.564km 清水六中～北街道～袖師生涯学習交流館 中学生(男子)
 第8区 3.020km 袖師生涯学習交流館～清水清見瀧公園 中学生(女子)
 第9区 1.619km 清水清見瀧公園～榊屋 小学生
 第10区 3.051km 榊屋～さつき通り～清水区役所 一般(女子)
 第11区 4.310km 清水区役所～南幹線～清水七中 中学生・高校生(男子)
 第12区 5.025km 清水七中～南幹線～草薙陸上競技場 一般(男子)
 - チーム編成 (1) チームは市町単位とする。政令市は原則区単位とするが、区の連合チームも可とする。
 (2) チーム名は市・町名とし、複数出場の場合は市・町名の後に地域名などで区別すること。
 (3) チームは監督1名、コーチ1名、選手21名以内とする。
 - 参加資格 (1) 選手は2022年9月1日現在、静岡県内出身(出生)者または各市町に在住もしくは勤務する者とする。
 (a) 小学生・中学生は、保護者の居住地から出場すること。
 但し、保護者の居住地とは異なる地域の学校に就学する小学生・中学生で、保護者の居住地から出場しない児童・生徒に限り、関係市町が協議すれば就学校の所在地から出場できる。
 (b) 高校生は卒業中学校の所在地または保護者の居住地から出場すること。県外在籍者は2名まで出場できる。
 (c) 人口15,000人未満の市町チームは、その市町に所在する高校から2名まで出場させることができる。
 (d) 一般(大学生含)・40歳以上は、①出生地、②卒業中学校の所在地、③現住所、④勤務地(学校所在地)の順で裁定する。
 (e) 人口70,000人未満の市町チームは、一般(女子)区分に、その市町に在住する中学生・高校生を出場させることができる。但し、中学生は2年生以上とする。
 (これにより出場した選手が翌年、中学・高校区間に出場することを妨げない。)
 ※人口は前年の10月1日を基準とする。
 (2) 適用した参加資格で出場した場合、参加資格が変わらない限り同一チームから出場しなければならない。

- (3) 複数のチームから参加依頼がある場合は、本人の希望を踏まえた上で、①出生地、②卒業中学校所在地(高校生は保護者の居住地も可)、③現住所、④勤務地(学校所在地)の順で裁定する。
- (4) 選手区分の年齢規準は下記の通りとする。
- (a) 中学生区分とは、2007年4月2日から2010年4月1日までに生まれた者をいう。
- (b) 高校生区分とは、2004年4月2日から2007年4月1日までに生まれた者をいう。
- (c) 一般区分とは、2004年4月1日以前に生まれた者をいう。
- (d) 40歳以上区分とは、1982年12月3日以前に生まれた者をいう。
- (5) 参加資格における「保護者の居住地」、「卒業中学校所在地」、「現住所」、「勤務地(学校所在地)」とは、市町単位チームはその市町とし、政令市の区および連合区チームの場合は該当する区とする。
- (6) 参加資格において、判断しにくい場合は資格審査委員会に相談すること。
6. 競技方法 (1) 本大会は市町駅伝大会要綱・申し合わせ事項及び、2022年度公益財団法人日本陸上競技連盟競技規則、同連盟駅伝競走規準に準拠し実施する。
- (2) 参加チームは「大会競技規則」及び「大会注意事項」を遵守すること。
- (3) 市町対抗とし、市の部・町の部の2部制(但し、同時スタート)とする。
- (4) 引き継ぎにはタスキを用い、タイム測定はタスキに埋め込んだチップで行う。
- (5) 各区分は、エントリーを正式に受理された走者が走らねばならない。違反した場合は失格とする。
7. 選手登録 10月17日(月) 17時00分までに所定の方法で届け出ること。
- (1) 参加選手は、プログラム及び大会成績等に氏名、所属などが掲載されることを了承し申し込むこと。
- (2) 本大会の映像等は、大型スクリーンやインターネット等に転載することがある。
8. オーダー表 正式オーダー表はエントリー選手から選出し、所定の方法で監督会議当日の昼12時までに提出すること。
9. 選手変更 選手変更は、本要綱の「参加資格」ならびに「大会競技規則及び注意事項」に従うこと。
10. 表彰 (1) 市・町対抗の2部制とし、優勝旗・優勝杯・県知事杯(それぞれ持ち回り)および静岡縣市町村振興協会杯、協賛社杯、賞状、メダル(上位3位まで)を授与する。
- (2) 市の部は10位まで、町の部は6位までを表彰する。
- (3) 区間1位には区間賞を授与する。(市・町の部ともに)
- (4) 前年大会よりタイムの上げ幅が伸長した市の部上位3チーム、町の部上位2チームに敢闘賞を授与する。
(入賞チームおよび市町合併等で前年より大幅にチーム編成を変更したチームは対象から除く。)
- (5) 人口15,000人未満の市町の1位チームに、ふるさと賞を授与する。
11. 監督会議 12月2日(金) 16時00分から グランシップ静岡 会議室(静岡市駿河区東静岡二丁目3番1号)。
12. 開会式 12月2日(金) 監督会議内で開会を宣言する。
13. 表彰式 12月3日(土) 14時予定 草薙体育館「このはなアリーナ」(静岡市駿河区栗原19-1)
14. 併催事業 12月3日(土) 12時50分から 草薙陸上競技場(静岡市駿河区栗原19-1)
エントリーした小学生の補欠選手を対象に、草薙陸上競技場において男女別1,500m競走を行う。
15. その他 (1) 主催者は参加者全員を被保険者としてスポーツ保険に加入する。
(補償範囲は大会参加中および往復途上中の怪我に限り、疾病および感染症罹患は補償の限りではない。)
- (2) 主催者は競技中に生じた事故の応急処置は行うが、事故後の責任は負わない。
- (3) 選手は、保険証又は保険証の写しを持参すること。
- (4) 選手・付き添いの配置は主催者が行う。
- (5) 選手は大会当日までに医師の診断を受けること。(2022年内に職場や校内健診で異常がなければ必要ない。)
- (6) 成績優秀な選手は、全国都道府県対抗男女駅伝の候補選手とする場合もある。
- (7) 本大会の開催日は、12月第1日曜日の前日の土曜日とする。

【大会事務局】 静岡縣市町対抗駅伝競走大会事務局 TEL:054-284-9094 FAX:054-284-9095
〒422-8033 静岡市駿河区登呂3丁目1番1号(静岡新聞社・静岡放送 地域ビジネス推進局内)
メールアドレス ekidenjimukyoku@gmail.com

2022.04.04(案)

③
△
□
F
S
スター
フィニッシュ
中継所
あと
3～12
分



※コース周辺の交通規制は、あくまでも予定時刻です。選手通過後順次、規制は解除されます。大会当日の交通規制にご協力下さい。

第23回 静岡県市町対抗駅伝競走大会 組織図(案)

2022.4.4 案

(敬称略)

委員	委員	委員	委員	委員	委員
長	員	員	員	員	員
大須賀晴樹	北澤誠規	新谷秀彦	小阪一幸	蒔田和吉	勝山

※議論すべき事案が発生し、意見を尋ね求める必要がある場合、第三者の有識者を含めた諮問委員会を招集する場合がある(常設ではない)。

[illegible]

委員長	長	静岡陸上競技協会 理事長	新谷 誠規
副委員長	長	静岡新聞社・静岡放送 取締役地域ビジネス推進局長	小阪 秀彦
委員	員	静岡陸上競技協会 副理事長 神山 心一 岩本 穰児 松井 清和 静岡陸上競技協会 事務局長 大原 一夫 静岡陸上競技協会 駅伝審判長 大石 富之	静岡県教育委員会 健康体育課長 近藤 浩通 静岡県 スポーツ文化観光部 スポーツ周スポーツ政策課長 大石 哲也 静岡県市町村振興協会 事務局長 鈴木 宙志 静岡県スポーツ協会 専務理事 石川 恵一朗 静岡新聞社 取締役編集局長 荻田 雅宏 静岡放送 執行役員報道制作局長 伊藤 充宏 静岡新聞社・静岡放送 執行役員東部総局長 植松 恒裕 静岡新聞社・静岡放送 執行役員浜松総局長 海野 俊也 静岡新聞社・静岡放送 地域ビジネス推進局次長 兼 ビジネスプランニングセンター長 兼 事業部長 蒔田 一幸 駅伝事務局長 勝山 和吉

駅伝事務局	
事務局 長 勝山 和吉	(21) 競合整理系の編成
事務局 一幸	(22) 公式記録の印刷・配布
内田 光英	(23) 静岡新聞・SBSへの連絡
大久保 友恵	(24) 報道車・写真取材車両の運行管理
鈴木 左江子	(25) 取材の事前打ち合わせ
(1) 窓口事務	(26) オフィシャルドクター委託
(2) データ管理	(27) 選手・付添搬送と回収
(3) 大会要綱作成	(28) バス手配
(4) 市町意思表示管理	(29) 交通規制看板の管理
(5) 出納事務・収支計画・決算	(30) 報道関係の受付管理
(6) 各種会議連絡調整	(31) 報道関係への記録配布
(7) 各種委員会・主催者会議等	(32) 市町広報対応
(8) 保険手続き事務	(33) 事前PR
(9) 許認可申請手続き	(34) 成績記録の配布と連絡
(10) 市町説明会等準備及び運営	(35) 記者室管理
(11) 協力団体との交渉	(36) 食事の手配・管理
(12) 宿泊全般	(37) 走路員必携作成
(13) 社内運営マニュアル作成	(38) 審判マニュアル作成
(14) 出店(夢逸品市場等)管理	(39) 競技規則作成
(15) プース・ネット管理	(40) バス会社との調整
(16) 式典の実施	(41) 競技会場の設置及び運営管理
(17) 市町旗授与	(42) 走路員の管理運営
(18) 主催者・協賛社旗管理	(43) 関連会議の管理運営
(19) 競技場使用許可	(44) その他部会に属さぬもの
(20) 用具の貸し出し	

総務部	部長 小沢 誠	副部長 大原 一夫
①大会窓口(総合案内)	②チーム受付	③主催者旗管理
④役員・来賓等の接遇		

競技部	部長 永田 勝久	副部長 小関 武利
-----	----------	-----------

①競技全般
 ②出発・フィニッシュ・中継所の運営
 ③走降員の運営
 ④監督会議運営
 ⑤オーダー・裏管理
 ⑥競技続行不適当者への判断
 (審判長・ドクターの任務)

施設部	部長 渡邊 祐司	①コース運営
	副部長 小泉 大八	②用器・設備・運営

審判部	部長 井出 幸夫
	副部長 植平 充彦
	①審判關係全般 (審判編成を含む)
	②審判員受付

記録部	部長 三枝 宣男
	副部長 赤堀 順一
	①オーダー表の入力
	②中継所からの記録管理
	③記録センターと
	中継所の連携
	④オーダー表管理
	(競技部から)

資格審査委員	委員長 岩本 稔	委員 神山 心一	委員 松井 清和	委員 大石 富之	委員 内田 光英	委員 勝山 和吉
①参加資格の制定 ②参加選手の資格審査 ③変更選手の資格審査						

不況感	部 長 鈴木左江子	①オフィシャルドクターの補助 ②競技者の健康診断 ③選手変更指示 ④競技中の事故対応 ⑤中継所および移動医師への委託・手伝い
-----	-----------	--

幹	事	増田	基
三	三	三	三

(第1号様式)

2022年4月18日

函南町教育長 様

申請者

住 所 沼津市花園町20-8 (学優舎内)

氏 名 土屋 肇

(連絡先) 055-924-7678



後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	第30回学校と出合える中高-貫校合同進学相談会 『学校を知らそう』		
期 日	2022年6月12日(日)12時20分から 2022年6月12日(日)16時10分まで		
会 場	沼津卸商社センター 展示場		
主催者	団体名	『学校を知らそう』実行委員会	
	代表者	土屋 肇	
	所在地	沼津市花園町20-8 (学優舎内)	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	(有)・無 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	
		後 援	県東部各市町教育委員会, 新聞社・放送局などの各メディア ほか

裏面があります。



事業の対象 と 目 的	小中学生とその保護者の皆様に県内外の中高一貫校の取り組みをご紹介することで進路を考えるきっかけとしていただく。また直接、入試担当の先生と相談できる機会を作ることで、学校生活試験などの不安を少しでも解消し、具体的な情報を得ていただく。		
事業内容	ブース形式による個別の自由相談会。 コロナ対策として、各100分の2部完全入れ替え制で開催します。		
申請理由	コロナ禍でしたが、対策を充分に行ない、昨年度も継続事業として、盛大に会を終えることができました。より盛大な会にしたいと考えておりますので、今年度も後援をよろしくお願いいたします。		
入場料	有 料 ・ <u>無 料</u>	有料の場合の金額	円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

学校と出合える中高一貫校合同進学相談会
第 30 回 『学校を知ろう。』

静岡県の小・中学生を御校のファンに、受験生に、
進学生にするための合同相談会のご提案書

今年のテーマは

「次に。」

学校と出合える中高一貫校合同進学相談会『学校を知ろう。』
『学校を知ろう。』実行委員会
〒410-0065 静岡県沼津市花園町 20-8
電話 055-924-7678



はじめに

第 30 回 合同相談会『学校を知ろう。』の目的

私たちは**学校**にいつもわくわくしています。

創立の理念を軸に時代と共に変容し続けてきた学校。そしてこれからも変容し続ける学校は、「次に」何を考えて、「次に」どんな未来の提案を子ども達と保護者にしてくれるのだろうかとわくわくするのです。

私達実行委員会は、本年も御校が「次に」何を考え、何をしようとされるのか、それを直接子ども達と保護者に届けたいと思います。先生のお話を聞いた子どもと保護者が、御校と創る未来に心からわくわくする、そんな進学相談会を開催致します。

中学受験市場を活性化させ、また少子化の中にあっても、この市場を大きく開拓させるためにも、ぜひ御校にご参加いただきたいと思います。

コロナ禍での3回目の実施となりますが、これまで多くの参加者が「学校を知る機会が限られる中で、先生と直接お話ができてよかった」「昨年以上にコロナ対策を施してくれて安心して参加できた」と答えてくださいました。一昨年は 102 組 200 名、昨年は 173 組 320 名を超える来場者を得ることができ、コロナ禍での合同相談会としても定着した感があります。

今年の『学校を知ろう。』も新型コロナウイルス感染拡大が心配される中での開催ですが、万全な対策を立てて、子どもとその保護者に学校の声、先生の声が届ける機会を創っていきます。どうぞ 30 回目の合同相談会『学校を知ろう。』へご参加くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

相談会『学校を知ろう。』の取り組み

『学校を知ろう。』は参加校と小・中学生の出会いを創ります。

ホームページや SNS を活用した学校情報の発信でブースに足を運んでもらう。

『学校を知ろう。』ホームページや facebook などを活用し、参加校の情報発信を行っています。参加者に相談会で多くのブースを回ってもらうため、学校紹介動画などを掲載、投稿し、参加校への興味関心を喚起します。



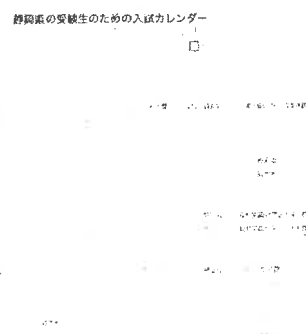
合同相談会『学校を知ろう。』を学校説明会、オープンスクールのきっかけに。

相談会では個別相談を行ってもらうとともに、参加校の学校情報を掲載の会誌 Fit を参加者に配布します。『学校を知ろう。』を入り口に来場者の興味関心を更に引き出し、今日6月後半以降に各学校で行われる学校説明会やオープンスクールへ誘導します。



オープンスクールや学校説明会に誘導し、さらにシンパシーをかきたてる

学校説明会などの学校イベントの情報を『学校を知ろう。』ホームページで紹介、facebook で投稿し、相談会終了後も情報発信を継続的にを行います。また、学校イベントのチラシやパンフレットを実行委員会の事務局がある学優舎で配布いたします。



【実施要項】

■日 時：2022年6月12日（日）開場 12：10 閉会 16：10

■会 場：沼津卸商社センター展示場（静岡県駿東郡清水町卸団地 203）

※東海道新幹線三島駅北口よりタクシーで 15 分

※東名沼津 IC より南に車で 15 分



■対 象：主に静岡県東部に在住の私学教育に関心のある小中学生とその保護者の方

■入場料：無料

■主 催：『学校を知ろう。』実行委員会と協賛して参加して下さる各学校

■参加校：企画に賛同していただける中高一貫校、私立学校の皆さま

■内 容：ブース形式による個別の自由相談会

コロナ対策として各 110 分の 2 部完全入れ替え制にて開催します。

第 1 部 12：20～14：10

第 2 部 14：20～16：10

■運 営：『学校を知ろう。』実行委員会が参加校のまとめ役として運営させていただきます。

その費用は参加校の参加費と広告費、実行委員会が募る広告費で運営致します。

開催費用が何らかの理由で予算を上回った場合には、実行委員会が負担します。

■後 援：県東部の 15 市町村の教育委員会、新聞社・放送局などの各メディア、

全国学習塾協同組合（AJC）、一般財団法人 神奈川県私立中学高等学校協会

安田教育研究所、淡路子育て支援教育研究所、学校外教育研究会などに、昨年同

様依頼させていただきます。

【ブース参加費用について】

参加校 1 ブース価格 ￥89,650（税込）（本体：￥81,500）

参加費は以下の内容で使わせていただきます。

①会場使用料

②告知活動（新聞告知、ポスター・リーフレット作成、約 300 校の小中学校に直接ポスター・リーフレット送付等）

③『学校を知ろう。』参加校紹介冊子 Fit 制作費

④新型コロナウイルス感染症拡大防止に必要な各種機材等

⑤その他会場設営費用

【新型コロナ感染症対策】

- (1) 事前にイベントレジストを利用して予約していただきます。その利点は以下の通りです。
 - ①入場時間を分散・管理することができる。
 - ②万一に備えて入場者の特定が可能になること。
 - ③チケットはスマホに QR コードデータとして保存され、受付ではその QR コードをスキャンし予約された方のみを入場させます。
- (2) 参加者には事前に「ご来場の皆さまへのお願い」という案内を渡し、受付でそれを回収し、イベントレジストでの予約に加えて、入場者ならびに行動を特定できるようにします。(参考資料①を参照ください)
- (3) 入り口にサーマルカメラを設置し、体温を 37.5℃以上でアラートを鳴らすように設置し、入場者の体温を御野場で確認します。
- (4) 会場の搬入口や窓を開放するとともに会場には大型のサーキュレータを用意し、十分な換気に努めます。
- (5) ブースの間隔を十分にとり、テーブルの上に先生とご来場者との間に飛沫感染防止パネルを設置させていただきます。(参考資料②を参照ください)
- (6) 各ブースに2枚お二人分のフェイスシールドをご用意いたします。
- (7) 会場内の各所に消毒用アルコールポンプを設置いたします。
- (8) 入場者はすべてマスク着用（不織布マスク推奨）で開催します。
- (9) スタッフをはじめご来場の先生がたにも、当日検温、体調管理表へのご記入をお願いいたします。

【『学校を知ろう。』ホームページのご紹介】

右の QR コードは『学校を知ろう。』ホームページのもので、ぜひホームページをご覧ください。相談会に関連して、昨年度の様子や参加者の声などをご覧くださいことができます。



【ブース参加のお申し込みについて】

参加のお申し込みは最終ページの申込用紙に必要事項をご記入の上、ファックスでご連絡くださるか、申込用紙を写真に撮り、連絡用メールアドレス（申込用紙下部に記載）に添付して送信ください。よろしくお願い申し上げます。

※告知スケジュールの都合上、**4月15日（金）**までにお申込みくださいますようお願いいたします。

参考資料①（前年度のもの）

29th 合同進学相談会『学校を知ろう。』

『学校を知ろう。』実行委員会

ご来場の皆さまへのお願い（新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対策について）



お子さまと保護者の方のお二人の事前予約制です。
事前予約が無い方は、入場できません。

予約はこちらから▶
事前予約期間は
5/1～6/12まで



**開催時間をブロックに分けた、
完全入替制**で開催いたします。
I 部 12:20～14:10 II 部 14:20～16:10

●厚生労働省提供の新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）をスマホにインストールされていない方は、こちらからぜひダウンロードしてご活用ください

AppStore

Google Play



申込者1名に対し、
お子さま1名のみ。
三密を避け、皆さまに安全にご参加いただくため、ご協力ください。



マスクの着用を
お願いします。
帰宅してからのうがいや、手洗いを積極的に行ってください。



会場入り口で
検温を実施します。
37.5℃以上の発熱が確認された場合には、入場をお断りさせていただきます。



適切な**距離**を
保つようにしてください。
会場内では、来場の皆さまお互いに適切な距離を保つように心がけてください。

その他の対策について

参加者およびスタッフへの感染予防を考慮し、学校出展者・運営スタッフもマスクを着用いたします。

個別相談ブースでは、参加校の先生と来場者の間にビニールカーテンを設置いたします。

会場内の各所に手指消毒用の消毒液を設置いたしますのでご利用ください。

サーキュレーターを各所に設置し、会場の換気に努めます。

感染が明らかになった場合、または濃厚接触者となった場合は、保健所等の感染追跡調査等の実施にご協力ください。そのため、主催者からの連絡先の聞き取りにご協力ください。

以下に1つでも該当する場合は入場できません。

□(A) 37.5℃以上の発熱がある方

□(B) 咳・咽頭痛等の症状が認められる方

□(C) 過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航並びに当該国・地域の在住者と濃厚接触がある方

□(D) 過去2週間以内に、発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方及び、過去2週間以内に同様の症状にある方との接触歴がある方

□(E) その他、感染の疑いの不安がある方

来場者カード

・この用紙が受付票となります。

・必要事項をご記入の上、ご来場ください。この用紙はお帰りの際に回収させていただきます。

事前予約者お名前		予約番号 予約時に発行された番号		□12:20～14:10 □14:20～16:10							
ご住所 (お電話番号)		〒 電話: ()									
お子さま ※お子さまは1名のみです	お名前	在籍 学校名	小・中学校(年)								
ご入場時刻	時 分頃	訪問ブースチェック欄									
入場時の体温	℃	ご来場当日、訪問された各校のブースにてチェックを必ず受けてください。									
		海陽	函館	ラ・サ	静岡	不二	暁秀	片山	星陵	日大	国際
		聖光	北嶺	函館	品川	聖園	公文	自修	西大	自由	
		聖光	北嶺	白百合	女子						

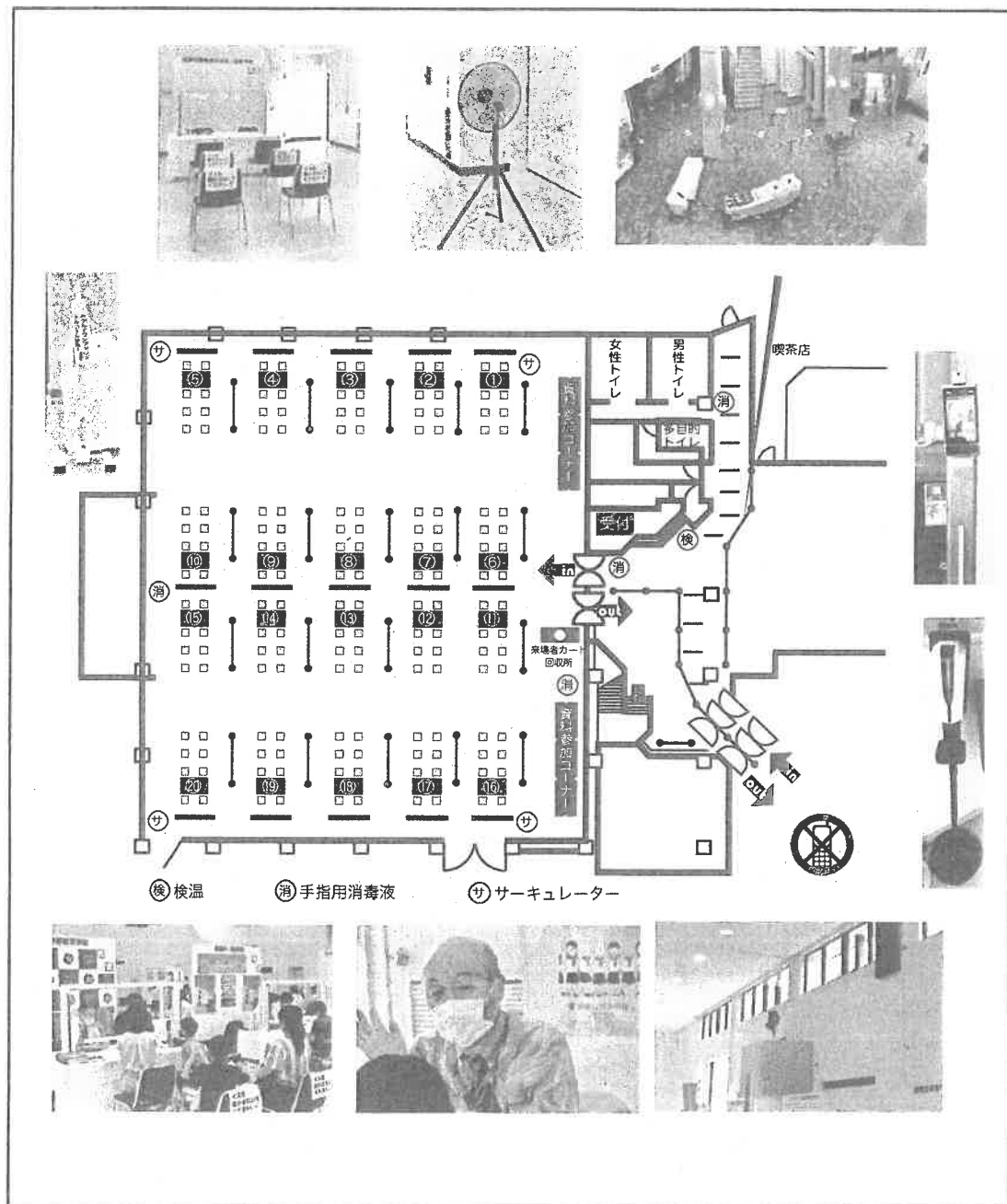
該当するものに✓を当日記入してください。全てにチェックがついた方のみ入場できます。ご承知おきください。

☐	新型コロナウイルス感染症陽性とされた方との濃厚接触はありません。
☐	私と同伴者も含め、同居家族などに感染を疑われる者はいません。
☐	私と同伴者は、①平熱を超える発熱②咳③のどの痛み④倦怠感⑤息苦しさ⑥嗅覚・味覚異常の症状はありません。
☐	私と同伴者は、この2週間以内に入国制限、入国後に観察期間を要する国・地域への渡航歴はありません。

※ご記入いただきました個人情報につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策と『学校を知ろう。』実行委員会学働会からのお知らせだけに利用させていただきます。

参考資料②

昨年の会の様子



【お申込み後のご案内】

- ①会誌 Fit に掲載する学校広告のご案内
- ②『学校を知ろう。』HP に掲載する学校紹介動画のご案内
- ③スケジュール
- ④会誌 Fit に寄せていただく原稿のご案内
- ⑤リーフレットに掲載するテーマ「次に。」に関連した学校キャッチコピー

第30回学校と出合える中高一貫校合同進学相談会『学校を知ろう。』収支予算

収入		支出	
会員運営会費	¥1,820,000	会場使用料	¥605,000
参加資料協賛費	¥360,000	広告宣伝費	¥1,212,000
		通信費	¥196,000
		会場設営費	¥167,000
合計	¥2,180,000	合計	¥2,180,000
		収支	¥0

Lead the way

『学校を知ろう。』に興味を持った人のためのフリーペーパー
合同同進相談会

コロナ禍にあっても、「学びを止めたら」学校の挑戦
夢の東洋にむけた、子ども自身の挑戦。ちまたもな
挑戦が、今より早く子どもを未来に導きます。

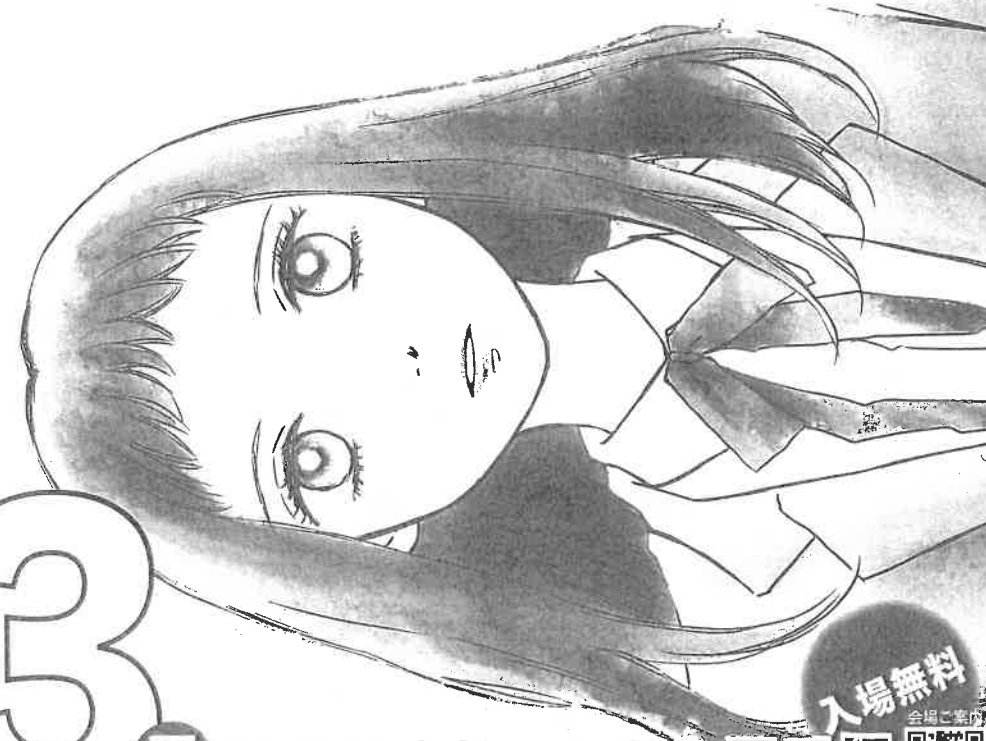
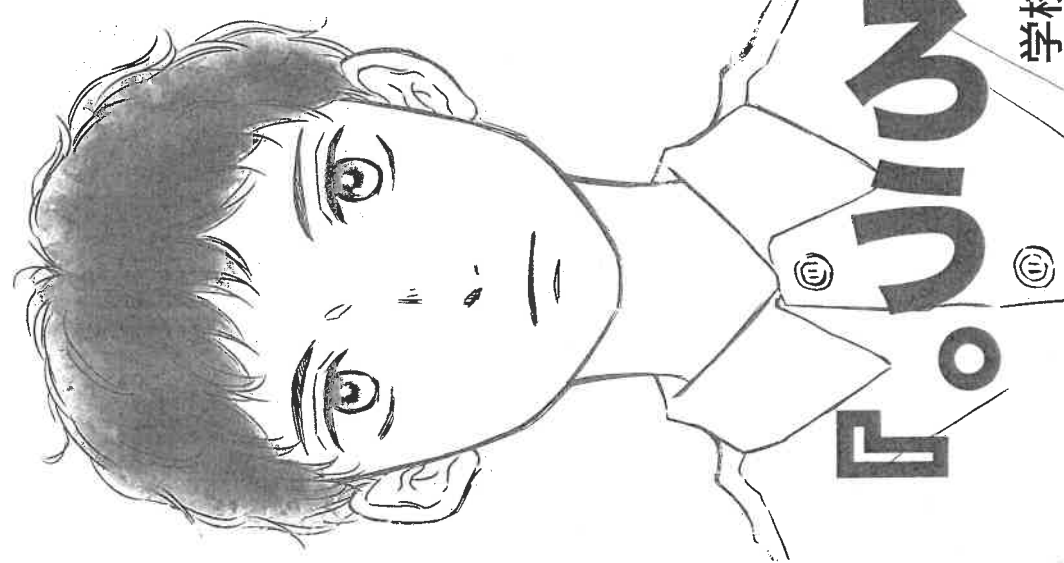
学校を知ろう。

学校を知ろう。

合同同進相談会 一貫校合同進学校と出合える中高一貫校合同進学校相談会

●事前予約制 ●完全入替制
●事前に予約サイトで予約されてからご来場ください。 ■A/12:20~14:10 ■B/14:20~16:10

中学受験・高校受験のどちらにも相談できます。
お二人一組で予約され、参加者カードに記入し、
参加者カードを持参してください。
マスク着用でお願い申し上げます。



6.13

日 沼津卸商社センター展示場

入場無料



【無料駐車場あります】

※新型コロナウイルスに関連して事前に『学校を知ろう。』HPにて実施についての最新情報をご確認16、ご参加ください。裏表紙のQRコードをスマホにかざしてHPをご覧ください。

<https://gakkowoshirou.wixsite.com/gakkowoshirou>





スマホでQRコードを読み込むと、
新型コロナ禍の中で実施した昨年度
の相談会の様子をご覧いただく
ことができます。



『学校を知ろう。』



『学校を知ろう。』実行委員会
幹事 土屋 肇 2021.06.13

『学校を知ろう。』は『自分（自分たち）を知ろう。』

●新型コロナ禍での2度目の「学校を知ろう。」の開催です。私達は1年前と変わらず医療崩壊の危機と隣り合わせの不安の日々を送っています。ウイルスが変異するスピードの方が圧倒的に速く、私たち大人たちはずっと慌てふためいています。●僕が未来を生きる子どもたちに望むのは「どんな状況に遭っても慌てない大人になってほしい」ということです。自分で考えることのできるタフな力、スキルが必要だと思います。●そのためは自分で選択し、方法を考え、決断する練習を繰り返すこと。●私たち大人にそういう力が欠けているのは「自分で腹をくくる」練習をしてこなかったからではないかと思えます。●いま公立ではタブレットを使った授業が始まりました。そうした取り組みを私立は時代を見越して先取りしていますから、そのぶん洗練された学習環境がある、といえるでしょう。●ただ僕は、何もかも整った環境が子どもにとって最良だとは思いません。●宇多田ヒカルさんの歌にもあるように「足りないくらいが良いんです」。一歩二歩先を行きつつ、でもちょっと足りないところもある環境で、より良い世界にするために自発的に考え、行動する、連帯する仕掛けがたくさん用意されている学校があれば良いと、僕自身は思っています。●保護者の方には「学校にはウチの子が勉強できなくなったら積極的に補習をして、希望する大学までちゃんと導いてほしい」と仰る方がいらしゃいます。●でも学校は何でも叶える魔法の杖を持っているわけじゃない。望む未来を創るために努力して力を発揮すべきはお子さま自身です。●「じゃ私立の学校って一体何をしてくれるんですか？」と聞きたくなる気持ちもわかります。でも、その前に皆さんに質問させてください。●「未来に向かってお子さまにどんな力を身につけてほしいですか？」●直ぐに答えられなくても結構です。『学校を知ろう。』はイコール「自分（たち）を知ろう。」です。●そこからその答えのヒントを見つけに来て下さい。●さまざまな学校ブースを訪れ、ブースにいる先

生にぜひ質問をしてください。●「この学校は、うちの子にどんな力を身につけてくれますか？」●情熱のある先生方は「うちの学校は子どもたちにこういう力をつけさせたいんです！」と理想の生徒像、また将来像を熱く語ってくださると思います。●そして実現のための取り組みを力説して下さるでしょう。●ぜひ複数校のブースを回って比べてみてほしいです。学校ごとに「身につけさせたい力」の違いが明確に表れるはずです。●どの学校の「育てたい理想の生徒像」がいちばん魅力的で共感できましたか？ ●「私たち家族は、子どもがこういう力を得ることを望んでいたんだ！」と気づきがあれば幸いです。●それが「学校を知ろう。」です。●今年のテーマは「挑戦」です。●『学校を知ろう。』では毎年テーマを設けて、ご来場の皆さまに学校の特徴が分かりやすく伝わるように工夫しています。●新型コロナウイルス感染拡大は2シーズン・目に入り、ワクチン接種が始まったとは云え、変異株を中心に感染する方が日々増加しています。●大阪では3度目の緊急事態宣言が発せられ、再びオンライン授業が始まった学校も出てきました。●私たちはもうしばらくコロナと隣り合わせで生活しなければいけないようです。●そのような状況の中で、学校は、子どもたちに生きる力を身につけるためにどのような「挑戦」をしてきたのか、しようとしているのか。●ぜひご自身の目と耳で、学校を感じてください。きっと先ほどの問いの答えのヒントが見つかるはずです。●それでは、会場でお会いしましょう。

29th ご後援をいただいた皆さま

- ・一般財団法人神奈川県私立中学高等学校協会
- ・全国学習塾協同組合 (AJC)・淡路子育て支援教育研究所
- ・安田教育研究所・学校外教育研究会
- ・熱海市教育委員会・伊豆市教育委員会
- ・伊豆の国市教育委員会・伊東市教育委員会
- ・小山町教育委員会・函南町教育委員会
- ・御殿場市教育委員会・清水町教育委員会
- ・下田市教育委員会・裾野市教育委員会・長泉町教育委員会
- ・沼津市教育委員会・富士市教育委員会
- ・富士宮市教育委員会・三島市教育委員会
- ・朝日新聞静岡総局・毎日新聞静岡支局・伊豆新聞本社
- ・熱海新聞・伊豆日新聞・読売新聞静岡支局
- ・静岡新聞社・静岡放送・中日新聞東海本社
- ・静岡朝日テレビ・静岡第一テレビ・テレビ静岡
- ・FMボイス・キュー・K-mix・ラジオf

子ども未来応援事業 『学校を知ろう。』応援団の皆さま

- ・あわしまリパーク・伊豆シャボテン動物公園グループ
- ・伊豆の国パノラマパーク・佐野美術館
- ・静岡科学館・く・る・静岡市美術館・土肥金山
- ・はまざん こども宇宙科学館・富士山こどもの国
- ・ベルナル・ビュフェ美術館・星の王子さまミュージアム
- ・まかいの牧場・雄大グループ・教英社・有限会社中村出
- ・株式会社育仲社・学校法人大聖学園・株式会社静岡新聞
- ・株式会社SBSプロモーション・渡辺整形外科
- ・矢田歯科医院・秋葉原スキンクリニック・誠商事有限
- ・神代の湯・湯の花亭・御殿場高麗リゾート時之栖
- ・株式会社コスモテック・有限会社沼津教材社
- ・沼津印刷株式会社・東栄商工株式会社・伊東建築工業
- ・フルール四季・土屋 Ballet Work Studio・東栄総業株式
- ・なすび・福益堂・株式会社四谷大塚
- ・サントリービバレッジサービス株式会社/三島支店
- ・山上園というファーム・沼津個人タクシー協同組合
- ・創作ダイニングじよんのび・28Creations
- ・株式会社首都圏中模試センター



『学校を知ろう。』実行委員会

〒410-0065 静岡県沼津市花園町 20-8 (学優会内)

●学校を知ること、学校を比べること。比べたら、自分に合った学校が見えてくる！
公立派も私立派も、『学校を知ろう。』の詳しい情報はホームページで。

令和4年4月18日

函南町教育委員会
生涯学習課 御中

謹啓

春雨が音もなく降り続いております。貴委員会におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。また、平素は『学校を知ろう。』に多大なるご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

毎年、私どもで合同相談会を開かせていただいております。小中学生とその保護者の皆さまに県内外の学校を紹介し、進路を考えるきっかけとしていただく会となります。

そこで、そんな会をご後援いただけないかと資料（去年のリーフレット）を送らせていただきました。今回で30回目となり、今年も盛大な会にしていきたいと思っておりますので、勝手なお願いで申し訳ございませんが、ぜひ、ご後援をいただければと存じます。よろしくお願い申し上げます。

謹白

『学校を知ろう。』実行委員会

幹事 土屋 肇

担当 渡辺 修一

〒410-0065 静岡県沼津市花園町20-8（学優舎内）

Tel. Fax：055-924-7678 メールアドレス：gakkowoshirou@aol.com

『学校を知ろう。』ホームページ
スマートフォンからもアクセス出来ます。



令和4年 5月 吉日

第46回オール伊豆少年野球学童部大会 後援のお願い

(株)伊豆新聞本社
伊東市鎌田 1290-6
代表取締役社長 田中 実

拝啓

新緑の候、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。本社で主催しております「オール伊豆少年野球学童部大会」は皆さまのご支援を受け、今年も7月30日(土)・31日(日)・8月2日(火)（予備日3日(水)）の3日間の日程で別紙要項の通り開催する運びとなりました。新型コロナウイルス感染防止のため、抽選会、開会式を人数制限などの措置を取り、安全対策を行いながら実施したいと考えております。

つきましては、毎年のごことで恐縮ではございますが皆さまのご後援をいただきたくお願い申し上げます。

今大会は伊豆全域から30チーム（予定）が参加して、伊東市の市営かどの球場など5球場で熱戦を繰り広げます。参考までに、後援申請書・大会要項案・予算案を同封いたします。

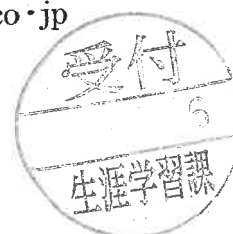
敬具

大会日程（予定）

抽選会 6月26日(日) 伊東市観光会館別館
午後2時40分開始

本大会 7月30日(土) 午前9時30分試合開始
7月31日(日) 午前9時30分試合開始
8月2日(火) 午前9時30分試合開始
準決勝・決勝 閉会式（表彰式）
（予備日3日(水)）

お問い合わせは (株)伊豆新聞本社販売・事業部 杉本
電話 0557-36-1234・FAX36-2691 メールアドレス jigyo@izu-np.co.jp



後援名義使用承認申請書

令和4年 5 月 吉 日

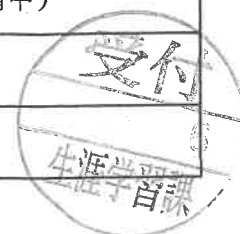
伊豆市 教育委員会 様

申請団体名	株式会社伊豆新聞本社(伊豆新聞・熱海新聞・伊豆日日新聞)	
代表者氏名	代表取締役社長 田中 実	
代表者住所	〒414-0054 伊東市鎌田1290-6	
申請責任者	株式会社伊豆新聞本社 販売・事業部 杉本	電話0557-36-1234
及び連絡先	〒414-0054 伊東市鎌田1290-6	電話0557-36-1234

下記事業について、後援をお願いしたく申請します。

記

事業名	第46回オール伊豆少年野球学童部大会
主催団体	株式会社伊豆新聞本社
主管団体	伊東市野球連盟
趣旨及び内容	スポーツを通じた児童たちの健全育成及び伊豆地区学童野球チームの相互交流など
	伊豆全域から30チーム(予定)が集い、トーナメントで優勝を競う
	大会要項・予算書添付
開催日時	令和4年7月30日(土曜日)・31日(日曜日)・8月2日(火曜日)・予備日3日(水曜日)
	新型コロナウイルス感染防止のため、抽選会、開会式は人数制限
開催場所	伊東市営かどの球場など伊東市内5会場
対象者及び人数	学童野球チーム30チーム×20人=600人。ほか大会役員・審判関係者など100人。
協賛団体	三島信用金庫、東海自動車(株)、伊豆シャボテン公園、ナガセケンコー(株)(申請中)
後援団体	伊豆地区各教育委員会、各体育協会、静岡新聞・静岡放送など(申請中)
入場料等の有無	あり 参加費 1チーム9,000円
その他	承認条件を遵守のうえ、後援名義使用のみとします



2022 年度・第 46 回オール伊豆少年野球学童部大会 大会要項

- 1主 催 伊豆新聞本社・伊豆日日新聞・熱海新聞
- 2後 援 熱海市、伊東市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、
函南町の各教育委員会及び各体育協会、静岡新聞社・静岡放送
- 3主 管 伊東市野球連盟
- 4協 賛 ナガセケンコー(株)、東海自動車(株)、三島信用金庫、(株)伊豆シャボテン公園
- 5日 程 2022年 7 月 30 日(土)、31 日(日)、8 月 2 日(火)〔予備日 8 月 3 日(水)〕
- 6会 場 伊東市宮かどの球場、小室山グラウンド、伊東市民(城星)グラウンド、伊東市立東小学校グラウン
ド
- 7開 会 式 2022 年 7 月 30 日(土) 雨天順延、集合受付は午前 8 時。8 時 15 分入場行進開始(かどの球場)。行進
は登録メンバーに限る。入場者は人数を制限する(プラカード、団旗を持参)
- 8参加資格 県連各支部登録チームに限る(スポーツ傷害保険に加入すること)
- 9参 加 費 9,000 円(抽選会当日会場にて納入のこと)
- 10チーム編成 代表者 1 人、監督 1 人(30)、コーチ 2 人(28)(29)、スコアラー 1 人、選手 20 人以内(0～99)とす。
【主将(10)】 ※()内は背番号。代表者、スコアラーを除き、全員統一したユニホーム、帽子を
着用のこと
- 11試合方法 (1) トーナメント方式(6 回戦)とし、1 時間 30 分を超えた場合は次のイニングに入らない
(2) 3 回以降 15 点差・5 回以降 7 点差の場合はコールドゲームとし、5 回を満たない場合は試合
時間を優先する
(3) 6 回終了、または 1 時間 30 分を超えて勝敗が決定しない場合は、特別延長戦を行う。ただし
1 回までとし、決着がつかない場合は抽選。決勝戦のみ勝敗が決するまで特別延長戦を行う
(4) 正式試合になる回数は 5 回。雨天・日没等で試合が成立しない場合は特別継続試合を行う
(5) メンバー交換は本部配布の交換用紙(複写式)に記入、提出する(第 2 試合以後は前試合の 2 回
終了時もしくは、45 分経過後に交換を行う)※氏名の頭に学年を記載
- 12適用規則 2022 年度公認野球規則および競技者必携少年野球に関する事項並びに本大会特別ルールを適用
- 13使 用 球 公認 J 号ボール(大会本部で用意します)
- 14表 彰 (1)優勝チーム…賞状ならびに伊豆新聞本社優勝旗
東海自動車株式会社優勝カップ・三島信用金庫理事長杯ならびに協賛社記念品
(2)2 位チーム…賞状ならびに伊豆新聞本社準優勝楯、協賛社記念品
(3)3 位チーム…賞状ならびに伊豆新聞本社 3 位楯、協賛社記念品
- 15連 絡 先 大会本部 ☎0557-●●●-●●●●●●●●●●
当日雨天等の場合、試合決定は午前 6 時 30 分に各チームから大会本部あてに連絡してください
(ただし、2 日目以降は午前 7 時に決定)
- 16そ の 他 ☆競技中に事故が発生した時の応急処置は、主催者が行い、その後の責任は一切負わないとする
☆競技中は必ずヘルメット、レガース、プロテクター、ファールカップを着用すること
☆各チームの監督、コーチは全員指導者研修会修了証を携帯し(コピーは不可)、指導者章を右
袖に着けること
☆ベンチは抽選番号の若い方が一塁側。シートノックは各チーム 5 分(省略する時もある)
☆投手は 1 日の投球数を 70 球までとする。(4 年生以下は 60 球まで)
☆選手の健康管理を考慮し、保護者 2 名ベンチ入りを認める。但し帽子とビブスを着用する

第46回オール伊豆少年野球学童部大会 予算案

7月30日・31日・8月2日開催予定

収入

参加費	9,000円 × 30チーム	270,000
-----	----------------	---------

270,000

支出

打合せ会交通費		23,000
---------	--	--------

抽選会会場費	伊東市観光会館別館	15,000
--------	-----------	--------

会場費	かどの球場	60,000
-----	-------	--------

会場費	小室山グラウンド	12,500
-----	----------	--------

会場費	市民グラウンド	16,000
-----	---------	--------

野球連盟謝礼	伊東市野球連盟	70,000
--------	---------	--------

審判料	29試合	265,000
-----	------	---------

優勝・準優勝レプリカ代	優勝たて4,500円、準優勝たて3,400円	7,900
-------------	------------------------	-------

3位たて代	3,400円 × 2	6,800
-------	------------	-------

優勝～3位メダル代	1,245円 × 20個 × 4チーム	99,600
-----------	---------------------	--------

弁当代	650円 × 170個	110,500
-----	-------------	---------

スポーツ保険	SBSプロモーション	40,000
--------	------------	--------

臨時電話代		15,000
-------	--	--------

プログラム印刷代	伊豆新聞(紙代+人件費)	100,000
----------	--------------	---------

通信費	書類郵送代ほか	20,000
-----	---------	--------

雑費	石灰、文具、氷札など	50,000
----	------------	--------

911,300

事業収支	270000-911300	-641,300
------	---------------	----------

(641,300円は自社負担)

(第1号様式)

4年 5月 11日

函南町教育長 様

住 所 静岡県焼津市小川新町3-7-38 パールニ 203

申請氏名 永田 一真

(連絡先) 070-1306-0745

後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	サッカー1日無料体験イベント		
期 日	令和4年6月18日(土) ~ 令和4年6月18日(土) 9時30分 ~ 12時00分		
会 場	柏谷公園野球場(静岡県田方郡函南町柏谷676-1)		
主催者	団体名	NPO 法人 アミティエスポーツクラブ	
	代表者	池谷 真吾	
	所在地	静岡県静岡市駿河区下川原6-23-3 エクセル鷺巣102	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	無 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	
		後 援	



事業の対象 と 目 的	・スポーツ人口拡大に向けて、次世代を担う子どもたちへスポーツをする機会の提供。 ・スポーツに対して苦手意識のある子へのサポート。 ・スポーツをする場の提供。 ・学校教育、家庭教育へのサポート。 ・家族のつながりを深める。		
事業内容	・サッカーの指導 ・教育的な指導 ・親子で行う運動		
申請理由	より多くの子どもたちにサッカーの楽しさを知ってもらうためにまず参加者を増やさないといけないので小学校にチラシ配布の協力をいただくため。		
入場料	無 料	有料の場合の金額	円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

収支予算書

収入の部

単位：円

項目	予算額	備考
法人助成金	25000	

支出の部

単位：円

項目	予算額	備考
グラウンド使用料	10000	
広告宣伝費（チラシ）	10000	
備品	5000	消毒用アルコール、予備マスク、ハンドソープ

小学生
クラス

小学1年生～4年生
のお子様をお持ちの保護者の皆様へ

カラダづくり
と
ココロづくり

はじめてのサッカー 無料体験会！

思いっきり

蹴って・走って・ころんで
そして立ち上がる！

幼児
クラス

3歳～年長さん

のお子様をお持ちの保護者の皆様へ

わくわくサッカー 無料体験会！

通常の活動は
毎週水曜日です

※初めてのお子様を対象に
しているため女の子も
お気軽にご参加いただけます。



開催日時・開催場所

土曜日

場所：柏谷公園野球場

6/18

幼児クラス (対象:3歳～年長)

9:30～10:30

小学生クラス (対象:1年生～4年生)

11:00～12:00

水曜日

場所：柏谷公園野球場

6/15

幼児クラス (対象:3歳～年長)

16:00～17:00

6/22

小学生クラス (対象:1年生～4年生)

17:00～18:00



主催：アミティエスポーツクラブ

お申込み
お問い合わせ
はこちら

01 電話でお申し込み

03-6300-0671

月～金 10:00～20:00

02 FAXでお申し込み

03-6300-0532

24時間受付中

03 QRコードでお申し込み

右記QRコードを読み取り▶

24時間受付中



特定非営利活動法人アミティエ・スポーツクラブ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人アミティエ・スポーツクラブという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域の子どもとスポーツ団体に対してサッカーを中心としたスポーツの普及に関する事業等を行い、スポーツの普及及び子どもの健全育成を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - 1 スポーツクラブ運営事業
 - 2 スポーツ合宿企画、実施運営
 - 3 スポーツ大会企画、実施事業
 - 4 指導者派遣事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体。
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
 - (2) 監事 1人又は2人
- 2 理事のうち、2人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、理事会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選により定め、副理事長は理事長が指名する。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。
2 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。
3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算の承認

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 議長の選任に関する事項
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (3) 入会金及び会費の額
- (4) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (5) 総会に付議すべき事項
- (6) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の 3 分の 2 以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第 1 項の適用については、理事会に出席したも

のとみなす。

- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ執行することができる。

- 2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に関する事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財

産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、特定非営利活動法人又は民法第 34 条の規定により設立された法人のうちから、総会において選定した法人に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

理事長	赤尾 修
副理事長	鬼塚 学
理事	松本 尚也
監事	岡田 春美

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 16 年 5 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 16 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金 0 円
 - (2) 会費 0 円

附則 この定款は、定款変更認証の日から施行する。

附則 この定款は、平成 20 年 7 月 25 日から施行する。

附則 この定款は、定款変更認証の日から施行する。

附則 この定款は、定款変更認証の日から施行する。

附則 この定款は、定款変更認証の日から施行する。

(第1号様式)

令和4年5月10日

函南町教育長 様

申請者

住 所 伊豆の国市韮山韮山 393

氏 名 静岡県教育研究会技術・家庭科教育研究部
夏季研究大会実行委員長 宮崎 克久

連絡先 伊豆の国市立韮山中学校

電話 055-949-1061



下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	静岡県教育研究会技術・家庭科教育研究部夏季研究大会（三島・田方大会）		
期 日	令和4年8月3日（水）		
会 場	伊豆の国市立韮山中学校		
主催者	団体名	静岡県教育研究会 技術・家庭科教育研究部	
	代表者	鈴木 譲	
	所在地	静岡市葵区駿府町 1-12 静岡県教育会館 2階	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	有・無 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	なし
		後 援	静岡県教育委員会 三島市教育委員会 伊豆市教育委員会 伊豆の国市教育委員会

裏面があります。



事業の対象 と 目 的	研究部に所属する県下の小・中・義務教育学校教職員が参集し、基調提案と分野別の実践発表を共有する。そのことについて協議することにより、教科教育に対する研修を深め、教科の指導力向上を高める。 また、同一教科他地区の教職員との意見交換や交流をとおして、教職員としての資質を高める。		
事業内容	研究主題 「学びをつなげることを通して、実践的な態度を育てる授業」 1 開会行事 2 基調提案 研修推進委員からの基調提案とそれに対する質疑応答を経て、助言者からの助言を受け、参加者全体で研修主題に対する共通理解を深める。 3 分科会 小学校3分野、中学校4分野、計7分野に分かれて、実践発表を聞き、それに対する研究協議を行い、指導助言を受ける。 4 閉会行事		
申請理由	実施に当たり、広く町内の教職員に周知するため、後援申請を行う。		
入場料	有 料 ・ 無 料	有料の場合の金額	円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

令和4年6月吉日

各 所 属 長 様
各小・中・義務教育学校・特別支援学校長様
各 研 究 部 員 様



静岡県教育研究会会長 ○○○○
同 技術・家庭科教育研究部長 鈴木 譲
同 研究大会実行委員長 宮崎克久

静岡県教育研究会技術・家庭科教育研究部夏季研究大会（三島・田方大会）ご案内

- 1 日時 令和4年8月3日（水） 午後0時45分から午後4時まで
2 会場 伊豆の国市立菰山中学校
住所：〒410-2143 伊豆の国市菰山菰山393 電話番号：055-949-1061
3 主催 静岡県教育研究会 同技術・家庭科教育研究部
4 後援 （申請予定）静岡県教育委員会 伊豆の国市教育委員会 伊豆市教育委員会
函南町教育委員会 三島市教育委員会
5 研究主題 「学びをつなげることを通して、実践的な態度を育てる授業」
6 日程

12:15 12:45 13:10 13:15 14:05 14:15 15:50 16:00

受付	開会式 各分科会の 会場で視聴	連絡・ 準備	基調提案 助言	移動・ 休憩	分科会 発表、指導・助言	閉会
----	-----------------------	-----------	------------	-----------	-----------------	----

12:15-12:45 受付 14:05-14:15 移動・休憩
12:45-13:10 開会式 ※オンライン形式 14:15-15:50 分科会（発表、指導助言）
13:10-13:15 連絡・準備 15:50-16:00 アンケート記入・閉会
13:15-14:05 基調提案 ※研究推進委員
助言（静岡大学 紅林秀治教授）

7 分科会

	分科会名	発表地区	発表題・発表者	助言者
小学校家庭	家族・家庭生活	講話「○○○○○○○○○○」 講師：静岡大学 小清水 貴子 准教授		
	衣食住の生活	志太	「○○○○○○○○○○」 ○○小学校 ○○○○	静岡大学 竹下 温子 准教授
	消費生活・環境	賀茂・東豆	「○○○○○○○○○○」 ○○小学校 ○○○○	静岡教育事務所 原田 栄実 教育主幹
技術	材料と加工の技術	駿東・沼津	「○○○○○○○○○○」 ○○中学校 ○○○○	静岡大学 鄭 基浩 准教授
	エネルギー変換の技術	小笠・榛原	「○○○○○○○○○○」 ○○中学校 ○○○○	静岡大学 改正 清広 准教授
家庭	家族・家庭生活	静岡	「○○○○○○○○○○」 ○○中学校 ○○○○	静岡大学 冬木 春子 教授
	消費生活・環境 (○○○○○)	志太	「○○○○○○○○○○」 ○○中学校 ○○○○	静岡大学 色川 卓男 教授

8 会場案内

- (1) 伊豆箱根鉄道駿豆線・韮山駅より徒歩13分。
- (2) 晴天時は、駐車場として会場校グラウンドを解放します。雨天時はグラウンド開放ができませんので、公共交通機関をご利用ください。

【時刻表】

- ・ 韮山駅
 - ・ 三島駅
- (東海道線、新幹線)

【地図】

- ・ 韮山中学校

9 参加申込

(1) 方法

以下のアドレスからWebページにアクセスし、入力ホームから申し込んでください。

<https://○○○○○.○○.○○.○○.○○>

二次元
コード

(2) 締め切り

令和4年○月○日 (○)

(3) 問い合わせ先

函南町立東小学校 主幹教諭 長本 絵里 (大会事務局)

住所：〒419-0107 田方郡函南町平井972 電話番号：0558-79-7084

10 その他

- (1) 雨天時における駐車場の有無、災害発生や荒天等でやむを得ず開催を中止する場合は、前日の正午までに「静教研Webページ」にその旨を掲載します。各自でご確認ください。
- (2) 本開催通知は、参加申込書（別紙様式）とともに、各地区代表校長を経由し、電子データで送付されています。ご不明な点は各地区代表校長に問い合わせ願います。

(第1号様式)

令和
平成 4 年 5 月 18 日

函南町教育委員会教育長 様

申請者

住 所

〒411-0943

静岡県駿東郡長泉町下土狩271

氏 名

今 井 利 男

(連絡先)

TEL 055-986-1871

後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	中伊豆県油彩美術家協会東部展		
期 日	令和4年9月28日(水)~10月2日(日)		
会 場	コミュニティセンター 2F 展示室		
主催者	団体名	県油彩美術家協会東部支部	
	代表者	今井 利 男	
	所在地	駿東郡長泉町下土狩271	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	有・無 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	無
		後 援	近隣8市4町教育委員会, 静岡新聞社, 伊豆日々新聞社

裏面があります。



事業の対象 と 目的	県東部在住の同人と一般の絵画愛好家との約100人による油彩中心の展覧会。出品者の親睦と技術向上、又、地域文化発展に少しでも寄与することができればと願っています。		
事業内容	1人1点、10～30号の作品を 出展します。 賞、肩書き一切無しの“自由”を大切に したユニークな展覧会です。 多様性やレベルも少しずつ進化 していると自負しています。		
申請理由	目的や事業内容はもとより この会の創設当時から、印地の 多くの方々に支えられてきています。		
入場料	有 料 ・ <u>無 料</u>	有料の場合の金額	円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

令和4年6月吉日

第39回静岡県油彩美術家協会東部展出品要綱

主催 静岡県油彩美術家協会東部支部

静岡県東部に在住する静岡県油彩美術家協会同人及び一般の作家の作品を展示し、地域の美術・文化の向上と振興を図る目的として下記の通り東部展を開催致します。

つきましては是非ご出品いただきたくご案内申し上げます。

記

- 会 期 令和4年9月28日(水)～10月2日(日)
午前10時～午後5時まで(最終日は4時まで)
- 会 場 コミュニティながいずみ 2F 展示室
静岡県駿東郡長泉町下土狩 1283-11 電話 (055) 988-7800
- 出品規格 10号～30号まで、1人1点。 厳守願います。
油彩画・アクリル・テンペラ・ミクストメディア・水彩・パステル等
- 出品料 同人・一般共に2,000円、高校生以下1,000円
- 搬 入 令和4年9月27日(火)、午前9時30分～11時(協力願います)
搬入状況で展示を開始。同人の方は9時集合でお願いします。
- 搬 出 令和4年10月2日(日) 午後4時(時間厳守)
- 懇親会 コロナ禍により中止とします。
- * 出品の有無を同封のハガキに記入の上8月25日(木)までに投函してください。多くの方の参加をお願いします。
- * 出品者は会場の当番を半日ずつご協力下さい。
- * 最終日(2時～4時)には当会役員を中心に勉強会を行ないます。

以上

静岡県油彩美術家協会東部支部

県油彩副会長・実行委員長

今井 利男

Tel (055)986-1871

事務局 植松 清子

Tel (055)992-5945

鈴木 勝子

Tel (055)993-3129

生涯学習課 御中

後援申請のお願い

拝啓 新緑の候、皆様益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。
平素は私共静岡県油彩美術家協会東部支部の活動にご理解ご協力を
賜り厚く御礼申し上げます。

さて、私どもの第39回東部展は9月に開催の運びとなりました。
コロナ禍には十分な配慮で対応したいと考えています。

つきましては、例年通り、ご後援賜りますよう御願い致します。

本来ならば出向いてお願いしなければならないところですが、何卒、
ご容赦くださいますよう御願い致します。

尚、本年も近隣市・町教育委員会様、静岡新聞社・静岡放送様、
伊豆日日新聞様にはご後援をいただく予定です。

皆様の益々のご発展ご祈念致します。

敬具

静岡県油彩美術家協会東部支部

副会長・実行委員長 今井 利男

駿東郡長泉町下土狩 271

Tel(055)986-18

(第1号様式)

2022 年 5 月 19 日

函南町教育長 様

住所 静岡県三島市文教町1丁目5番15号

申請者 加和太建設株式会社

代表取締役 河田 亮 一

(連絡先) 055-987-5541



後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	君の建設アカデミア 建設現場を体験しよう！		
期 日	2022 年 6 月 18 日（土）～6 月 19 日（日） 10 時 00 分～16 時 30 分		
会 場	道の駅ゲートウェイ函南		
主催者	団体名	加和太建設株式会社	
	代表者	河田亮一	
	所在地	静岡県三島市文教町 1 丁目 5 番 15 号	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	有・無 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	
		後 援	



を含める)	の名称)		
-------	------	--	--

裏面があります。

事業の対象 と 目 的	静岡県東部を元気にするために長期的な目標として建設業界の人手不足を解消したい。 そこで、夢が見放題な頃の小学生を対象としたイベントを開催することで建設業界に興味を持ってもらうことを実現したいため。
事業内容	1.のぼろう！足場体験！ 2.働く車！高いところへ！ 3.ショベルカーに乗ってみよう！ 4.ショベルカーでボールすくい！ 5. タイルコースターづくり 6.削って香る！かんな削り！

	7.釘打ちで糸アート！ 8.配管でパズル 9.トラックに乗ってみよう！ 10.職人さんの仕事紹介（展示）		
申請理由	小学校にチラシ広告を配布していただきたいため。		
入場料	有料 ・ <u>無料</u>	有料の場合の金額	円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

イベント 企画書

担当者

野村、雨宮、塩瀬、岩崎、吉田、井上、平野、幸田

タイトル

君の建設アカデミア 建設現場を体験しよう！

目的 夢や目標に向かい始める前の人(小学1～6年生)に、「施工現場を知る」きっかけや機会を提供したいと考えた。

理由

施工現場の人手不足・若手不足の解決

コンセプト

小学生に施工現場を身近に感じてもらえるようなイベント

理由

小学生の頭の中にチップ(施工現場体験の思い出)を埋め込む。カラーバス効果によって、日常的に工事現場が目につくようにすること。

ターゲット

小学1～6年生

理由

小学生の将来就きたい職業ランキングの上位5位までを見ると、日常の中にある職業が多いことがわかる。また、夢が見放題な頃に体験したり、興味を持ったことは進路選択のころでも思い出しやすいという私たちの実体験をもとにターゲットを設定した。

目標：広告発注部数に対する30%の来場者

→6年前に加和太建設で行ったものづくりイベントを踏襲しつつ、新たな体験を子供たちに与える。

定性 定量：参加者のうち80%が施工現場に興味を持ってもらえるようにする。

日時(期間)：2022年6月18日(土)、19日(日)の2日間 10:00～16:30

イベント概要

君の建設アカデミア

建設現場を体験しよう！

1

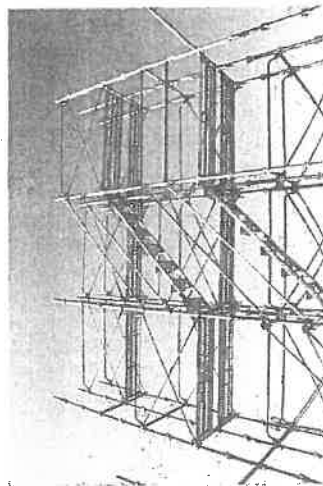
開催日
6月18, 19日(土日)
10:00~16:30

開催予定場所
・伊豆ゲートウェイ函南

2

①のぼろろ！足場体験！10分

一辺9.7m×9.7m 高さ3段 ≒ 6.5m(手すり含む)



時間差で
体験してもらう

普段は登れない足場に乗ることにより、
足場屋さんが見ている景色を肌で味わう

- ①受付・注意事項の説明
- ②ヘルメットを着用し、体験する
- ③帰りは逆の手順

足場に必要なもの
受付用のデント
・机椅子
・ヘルメット

3

安全管理

- ①小雨の場合でも、足場が濡れていたら足場体験は行わない。
- ②風が強く、危険が伴うと判断した場合は中止とする。
- ③足場体験をしていただく人にはヘルメットの装着を行う。
- ④10歳未満の子供は保護者同伴とする。
- ⑤足場の固定も行う。

4

②働く車！高いところへ！

重機乗車体験(高所作業車)

協力が必要な人数

操縦者:1日につき2人

デッキ内での補助:1日につき2人

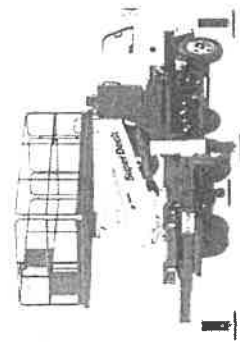
受付・消毒:1日につき2人

10分

このイベントで伝えたいこと

高所作業をする職人さん(重さんなど)が仕事している景色や、使っている重機を体験してもらおう。

- ・高所作業車
- ・受付・アールコール消毒の実施
- ・ヘルメット・落下防止ネット
- ・パイロン、コーンバー(安全管理、整列用)
- ・有資格者の先登



全体の流れ

- ①受付・アールコール消毒の実施
- ②注意事項の説明・ヘルメットの着用(ギャザーキャップを併用)
- ③乗車！
 - ・一回につき5名ずつ
 - ・一回当たりの所要時間 8分
 - (内訳:乗降り=3分、昇降=2分、頂上待機=3分)
- ④ヘルメットの回収・消毒
- ⑤①に戻る。

5

高所作業車の安全管理

高所作業車に乗る際

- ・ヘルメットの着用
- ・乗るところにネットを張る

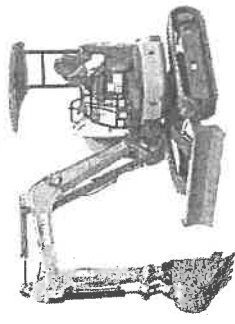
高所作業車周辺

- ・パイロンとポールで囲う

6

③ショベルカーに乗ってみよう！

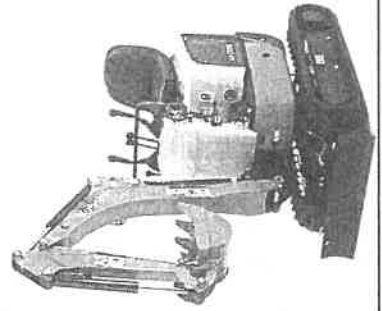
ショベルカー(バックホウ)乗車体験



- ・重機の乗車体験(操縦不可)
- ・有資格者による重機のデモンストレーション

④ショベルカーでボールすくい！

ショベルカー(ミニバックホウ)の操縦体験



このイベントで伝えたいこと
重機を実際に操縦して、現場の職人さんが使用している重機を体験してもらおう。

- ①退練している場合は整理券を配る
- ②受付・注意事項の説明
- ③ヘルメットの装着
- ④ボールの中のボールをすくう

- ・ミニバックホー(旋回ロックできるタイプ)
- ・スノーバーボール
- ・ビニールボール
- ・ヘルメット
- ・水

8

操縦体験の安全管理

※重機の操作について

重機は旋回・クローラーの動作をロックします。
動かすのは、アーム・バケットのみになります。
横から有資格の方に指導してもらいます。

9

操縦体験安全管理

操縦する際

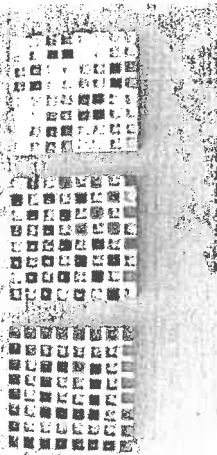
- ・ヘルメットの着用
- ・操縦資格を持った方が指導する
- ・旋回できないようにロックをかける
- バックホー付近
- ・パイロンとポールで囲う
- ・水でぬかるまないようにブルーシートを敷く

10

⑤タイルコースターづくり 30分

タイルコースター

大きさ目安(10cm×10cm)



午前の部 先着100人/午後の部 同

・タイル屋さん、目地屋さんの行っている仕事を体験してもらおう。
・職人さんの仕事が身近にあることを感じてもらう。

必要なもの

- ・ガラスタイル(1粒=1cm×1cm)
- ・下地の木材(腐材)
- ・接着剤(瞬間接着剤を使用し時間短縮)
- ・タイル用目地材
- ・お持ち帰り用の四角鋸バック(厚紙)
- ・ビニール手袋

- ①受付・説明
- ②制作開始(バンド等の乾燥時間には別のところへ)
- ③持ち帰り用の四角鋸バックを作る

11

タイルコースターの予算

ガラスタイル

10cm×10cm 1人 64粒

64粒×午前50人=3,200粒(×4=¥12,800)

ガラスタイル1粒=1g

12,800粒÷300g(1袋)=42袋

ガラスタイル300gで¥1,399

@ ¥1,399×42袋= ¥60,000

接着剤・厚紙

目地材

目地材 1人50g

50g×50人=2,500(×4=10,000g)

10,000g÷1,000g(1袋)=10袋

1kgで¥437

10袋×@ ¥437= ¥5,000

12

⑥削って香る！ かなな削り！ 10分



【このイベントで伝えたいこと】
 ・現場の方が使っている道具を使ってみよう
 ・現場の人が嗅いでいる
 ・削りかすの香りを体験してみよう

・木
 ・かなな
 ・持ち帰る用の袋
 ・軍手
 ・馬

①受付・説明
 ②かなな削り体験
 ③持ち帰り

削りかすはお持ち帰り可能にする

13

⑦釘打ちで糸アート！ 30分



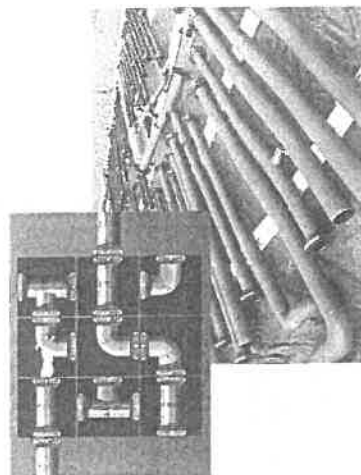
このイベントで伝えたいこと:
 大工さんや製菓屋さんなどの木工職人さんが行う、釘打ちをゲームを通して体験してもらう。

①受付・説明
 ②ひらがな・アルファベットうつし
 ③釘打ち
 ④糸かけ
 ⑤持ち帰り

・20cm×15cmの板
 ・釘
 ・糸
 ・軍手or安全手袋
 ・えんぴつ

14

⑧配管でパズル 10分



普段見えない配管をパズルとして体験してもらうことで、水道屋さんが行っている仕事内容を知ってもらい、水が通っているパイプが地下にたくさんあることを知ってもらう。

①受付・説明
 ②パズル

・配管(塩ビ管)

15

安全管理

釘打ち

- ・軍手or安全手袋の着用
- ・釘を1度に何本も持たせないようにする

15

⑨トラックに乗ってみよう！

3分



普段のれないトラック(運転席)に乗ってもらおう

- ①注意事項説明
- ②乗車

・トラック

⑩のイベントを荷台で行う(予定)

17

⑩職人さんの仕事紹介(展示)

現場の職人さんの仕事について知ってもらう
体験できないことは展示で見ってもらう
※展示方法として、仕事の写真とその説明

18

収 支 予 算 書

1 収 入

区 分	金 額	摘 要
	円	
	円	
	円	
	円	
合 計	0 円	

2 支 出

区 分	金 額	摘 要
足場イベント費	240,000 円	
重機イベント費	150,000 円	
その他イベント費	200,000 円	
広告費	220,000 円	
会場費	24,000 円	
運営費	82,510 円	
お手伝いの方の 飲食代(28名分/日)	34,600 円	
イベント保険	30,000 円	
	円	
合 計	981,110 円	

(第1号様式)

2022年 5月 18日

函南町教育長 様

住 所 静岡市駿河区下川原 6-23-3-102

申請者

氏 名 笹本 祐貴

(連絡先) 080-4378-8246



後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	ライオンズベースボールスクール函南校無料体験会		
期 日	6月15日、22日、29日(水) 15:30~17:30 6月25日(土) 9:00~11:30		
会 場	柏谷公園 野球場		
主催者	団体名	ライオンズベースボールスクール	
	代表者	笹本 祐貴	
	所在地	静岡市駿河区下川原 6-23-3-102	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	有・ ☒ 無	共 催	
	(有りの 場合はそ の名称)	後 援	

裏面があります。



事業の対象 と 目 的	・ 函南町、伊豆の国市内の 3 歳から小学 5 年生までのお子様を対象 ・ スポーツ人口拡大に向けて次世代を担う子ども達へスポーツをする機会の提供 ・ スポーツに対して苦手意識のある子へのサポート ・ 学校教育、家庭教育へのサポート ・ スポーツをする場の提供		
事業内容	・ 幼児、小学生向けの野球教室（主に初心者が対象） ・ 幼児クラス、小学生クラスのそれぞれ 1 時間メニューを構成 ・ スポーツを好きになってもらい、健全育成や発育発達を促す。 ・ 地域スポーツ文化の活性化		
申請理由	・ 現在の社会情勢の中ですが、少しでも多くの子どもたちへスポーツをする場の提供を行いたい為 ・ 子ども達へ案内のチラシ配布を各小学校、幼稚園、保育園からの協力をいただきたい為		
入場料	有 料 ・ 無 料	有料の場合の金額	円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

ライオンズベースボールスクール
函南校無料体験会 事業計画書

① 開催要項

名称	ライオンズベースボールスクール函南校無料体験会
会場	柏谷公園野球場
日時	6/15, 6/22, 6/29(水) 15時30分～17時30分 6/25(土) 9時00分～11時30分

② 事業目的

<活動内容>

- ・函南町、伊豆の国市内の3歳～小学5年の子ども達を対象にした無料のスポーツイベントの各地開催。
- ・スポーツを好きになってもらい、健全育成や発育発達を促す。
- ・子どもたちの運動スキルが向上することで地域のスポーツ文化を活性化させる。

<目的>

- ・スポーツ人口拡大に向けて、次世代を担う子ども達へスポーツをする機会を提供していくこと。
- ・スポーツに対して苦手意識のある子へのサポート。
- ・スポーツをする場の提供。
- ・学校教育、家庭教育へのサポート。

③ イベント内容

3～6歳のキッズクラス、小学1年～5年のジュニアクラス
それぞれ1時間のメニュー

- 1、挨拶・ウォーミングアップ (10分)
- 2、ベースランニング (5分)
- 3、バッティング練習 (10分)
- 4、守備練習 (10分)
- 5、試合 (20分)
- 6、挨拶 (5分)

収 支 予 算 書

ライオンズベースボールスクール 事業名【函南校無料体験】

収 入

項 目	金 額 (円)	積 算 内 訳	摘 要
クラブ運営費	27,420 円	イベント事業予算より	
計	円		

支 出

項 目	金 額 (円)	積 算 内 訳	摘 要
施設代	6000 円	柏谷公園野球場	
備品代	2000 円	お茶、アルコール消毒	
交通費	10000 円	高速代、ガソリン代	
チラシ代	9470 円	チラシ代	
計	27,470 円	※クラブ運営費より負担	

ちびっこ野球教室の ライオンズベースボールスクール



**LIONS
BASEBALL
SCHOOL**

（申し込み）と合わせてお申し込みください。申し込みは、
（申し込み）と合わせてお申し込みください。申し込みは、



無料体験!!

函南校

特別開催します！
最前線で下さい

無料体験会の会場案内とお申し込み方法

通常の開催は
毎週水曜日です

無料体験会

- 6月25日(土)
- ◆開催日時 1. 幼児クラス 9:00~10:00
2. 小学生クラス 10:30~11:30
 - ◆開催会場 柏谷公園 野球場
 - ◆対象・定員 3歳~小学5年生 23名

※6年生まで活動できますが、今回の体験は5年生までです。
※無料体験会はお一人様1回限りさせていただきます。



通常スクール無料体験

- 6/15(水)・6/22(水)・6/29(水)
- ◆開催日時 1. 幼児クラス 15:30~16:30
2. 小学生クラス 16:30~17:30
 - ◆開催会場 柏谷公園 野球場
 - ◆対象・定員 3歳~小学5年生 23名

※6年生まで活動できますが、今回の体験は5年生までです。
※無料体験会はお一人様1回限りさせていただきます。

初心者中心のため、経験のあるお子様は体験会への参加をお断りすることがございます。予めご了承ください。



パソコン・
スマートフォンから

24時間
受付中



お申し込みは
こちらから



電話から

受付時間 月曜日~金曜日
9時~18時 土・日・祝日

03-6300-0572
(スクール事務局直通)



FAXから

受付時間 月曜日~金曜日
9時~18時 土・日・祝日

03-6300-0532



スクールHPIは
こちらから



お申し込みは
こちらから
<http://www.lions-baseball.jp>

主催:ライオンズベースボールスクール事務局(住所裏面記載)

定員制の為、無料体験が出来る今がチャンス!!

目指せ、
プロ野球!



スキルアップクラス
軟式球を使用して
技術向上を目指すクラス

小学生クラス
野球がどんどん好きになる
楽しいスクール

**LIONS
BASEBALL
SCHOOL**

幼児クラス
お友達と仲良くしたり、ルールやマナーを学ぶスクール

なぜ? **初心者から
スタート
できる!**
3つの特色

楽しいから続く!
4つの考え方

指導は
"野球の
先生"

活動は
平日の週に
1回

お弁当等
などの持ち
回りの係は
ございません

子どもは、
子どもの中
で待つ。

ちょうど
良い量

取りません。
飲みません。
けがしません
約束です。

年齢・体格
はかに
合わせて
カリキュラム

やってみたい!参加したい!!と思ったら今すぐに

ライオンズベースボールスクール

無料体験会 FAX 申込用紙

その他のお申し込み方法は
裏面をご覧ください

202206SZ 函南

お子様のお名前		お名前の ふりがな ()	
お子様の年齢	体験希望日	電話番号	
() さい ・未就学 ・年少 ・年中 ・年長 ・小学 () 年	6/25(土) ・ 6/15(水) 6/22(水) ・ 6/29(水)		
事務局	住所: 〒151-0053 東京都渋谷区代々木4-33-10 トーシンビルB2 TEL: 03-5304-5277	送信先 FAX 番号	0120-371-834

▼FAX 送信方向▼

※ご提供いただいた個人情報につきましては体験会のご案内以外の目的では利用いたしません。

◆Instagram: lionsbaseballscool ◆facebook: ライオンズベースボールスクール

LIONS BASEBALL SCHOOL

会 員 規 約

第1条(名称)

当スクールは、「ライオンズベースボールスクール」と称します。(以下「スクール」といいます)

第2条(目的)

当スクールは、子どもたちの健全な心と体の成長を目指し、野球を通じて豊かな人間性を育んでもらうことを目的とします。

第3条(会員)

- (1) 本人、保護者が第2条の目的に賛同し、健康上スポーツ活動が可能な状態になく、所定の手続きを行った方が会員となることができま
- (2) 対象は3歳から小学6年生までとします。

第4条(事業)

第2条の目的を達成するために、以下の事業を行います。

- (1) スクールの運営
- (2) イベントの企画運営
- (3) スクール活動を地域社会に周知し、また賛同者を募るための広報活動
- (4) その他、スクールの目的を達成するための活動

第5条(費用)

会員は以下の費用を支払うものとします。

- (1) 入会登録費7,700円(税込)
- ※兄弟で2人目以降の入会は、免除とします。
- (2) 運営協力費(月会費) 8,800円(税込)
- ※毎月27日に翌月分が口座引き落としとなります。
- ※口座引き落としが開始するまでの運営協力費は、初回口座引き落とし時にまとめて徴収します。
- ※月の途中に入会に限り金額が異なります。
- 入会月の練習予定が1回の場合…2,200円(税込)
- 入会月の練習予定が2回の場合…4,400円(税込)
- 入会月の練習予定が3回の場合…6,600円(税込)
- ※残高不足による引き落とし不能の場合は、指定口座への振込にて速やかに支払うものとします。(お支払いの際の振込手数料は会員負担とします)尚、期日までに振込がない場合は、引き落とし口座へ再請求を行う場合がございます。
- ※一度入金された費用は、理由の如何によらず返金できません。
- (3) スポーツマネージャー保険(更新料) 1,100円(税込)
- ※毎年3月27日に翌年度分を支払います。
- ※入会初年度は当スクールが負担いたします。

第6条(スポーツマネージャー保険の加入)

- (1) 会員は入会とともにスポーツマネージャー保険に加入します。保険の加入手続きはすべて当スクールにて行います。
- ※保険期間は入会翌日から3月末日までとなっております。
- (2) 傷害事故等における補償責任は、加入する保険会社の約款以内とし、活動中の負傷事故では、スポーツマネージャー保険の補償を超え部分については保護者が責任を負うものとします。
- ※スポーツマネージャー保険の適用は保険会社の約款に則り保険金が支払われます。
- ※スポーツマネージャー保険の適用は入会金の支払い完了し、入会申込書が事務局に到着した翌営業日からになります。
- ※スポーツマネージャー保険の詳細についてはスポーツマネージャー保険のホームページをご覧ください。

第7条(スクール)

- (1) 練習日は指定した日時で行い、第一期4月～7月、第二期8月～11月、第三期12月～3月の各期において、練習回数が12時間に満たない場合、振替練習を行います。
- (2) 会場は当スクールの指定した会場で行います。
- (3) 練習着は当スクール指定のユニフォームを着用してください。
- ※持ち物はグローブ、バット、飲み物などで、担当指導員に直接ご連絡ください。
- (4) 雨天時の練習の有無は、練習開始30分前までに決定いたしますので、担当指導員に直接ご連絡ください。
- (5) 欠席・遅刻時は担当指導員に直接ご連絡ください。

第8条(譲渡等の禁止)

入会希望者及び会員は、本規約に基づく入会希望者又は会員としての資格をいかなる第三者に対しても貸与、譲渡又は売り渡すことはできず、使用許諾又は名義変更、質権の設定その他これを担保に供することはできません。

第9条(退会)

会員は、毎月3日までに所定の用紙に必要事項を記入し、担当指導員に提出すること、当月いっぱいまで退会することができず、(翌月分の運営協力費より徴収を停止します)

第10条(管理運営)

当スクールは株式会社スクールパートナー(以下「当社」といいます)が、株式会社西武ライオンズの協力のもと管理運営いたします。

第11条(会員資格の取り消し)

当社は、入会希望者又は会員が以下の各号に該当する場合は、入会希望者の入会を拒否すること又は当該会員の会員資格を取り消し、退会させることができます。

- (1) 入会申込書による登録の申請若しくは登録された会員の情報に虚偽の内容がある場合又は登録申請事項に遺漏がある場合
- (2) 実在しない氏名、他人の氏名等で入会を申し込んだ場合
- (3) 会員本人以外の者が当スクールを利用した場合
- (4) 入会希望者若しくは会員がいわゆる暴力団若しくはこれに類する反社会的団体の組員、構成員若しくはその関係者(以下「暴力団員等」という)であると当社が認める場合又は暴力団員等でなくなつたときから5年間で経過していないと当社が認める場合
- (5) 当スクールの不正利用又は第三者に不正利用させた場合
- (6) 会費、利用料金等の支払いを怠った場合
- (7) その他、合理的事由により会員として不適合であると当社が認めるところ

第12条(自己責任の原則)

- (1) 会員は当スクールの利用にあたり、当社に対して何等かの迷惑又は損害を与えてはなりません。
- (2) 当スクールの利用に関して、会員が故意又は過失により第三者に対して損害を与えた場合又は会員と第三者の間で紛争が生じた場合、当該会員は、自己の責任と費用でこれを解決しなければならず、当社は一切責任を負いません。
- (3) 当スクールの利用に関して、当社以外の第三者が当スクールを利用する会員に損害を与えた場合、当社はいかなる責任も負わず、一切の損害賠償義務を負いません。

第13条(営業行為等の禁止)

会員はその資格を利用して、当スクールに関し、営利を目的とする行為又はその準備を目的とする行為を行ってはなりません。

第14条(その他禁止事項)

- 会員は当スクールに関し、以下の行為を行ってはなりません。
- (1) 当社若しくは第三者の著作権、商標権等の知的所有権を侵害する行為又はおそれがある行為
- (2) 第三者の財産、プライバシー又は肖像権を侵害する行為又はそのおそれがある行為
- (3) 第三者になりまして本会に入会する行為
- (4) 他の会員になりまして当スクールを利用する行為
- (5) 第三者に当スクールを利用させる行為
- (6) 当スクールの権利等を第三者に譲渡する行為
- (7) 当社若しくは第三者を誹謗中傷し又は当社若しくは第三者の名譽若しくは信用を毀損する行為
- (8) 当社若しくは第三者に不利益を与え又はそのおそれがある行為
- (9) 本会の運営を妨げる、又はそのおそれのある行為
- (10) 前各号の他、本規約・利用規約等、法令若しくは公序良俗に違反し又はそれらのおそれがある行為
- (11) 全各号の行為を第三者に行わせる行為
- (12) その他当社が不適切と判断する行為

第15条(個人情報取扱等)

1. 当社は、会員の氏名、郵便番号、住所、性別、生年月日、年齢、電話番号、電子メールアドレス、その他決済に必要な情報等(以下総称して「個人情報」といいます)を取得すると同時に、株式会社西武ライオンズに提供して共有するものとし、当該情報の保護に必要なかつ適切な措置を講じます。
2. 当社の個人情報の利用目的は、以下の各号記載のとおりとします。
- (1) 当スクールの宣伝物の送付(電子メール・電話含む、以下同じ)
- (2) 当スクールの既存の商品・特典・サービス・イベント・キャンペーンの調査・分析・改良、新規の商品・特典・サービス・イベント・キャンペーンの開発・運用
- (3) 当スクールの商品・サービス・イベント・キャンペーンに係るアンケートの実施
- (4) 会員等からの問い合わせ等への対応
3. 株式会社西武ライオンズの個人情報の利用目的は、以下の各号記載のとおりとします。
- (1) 埼玉西武ライオンズに係る各種営業・イベント・キャンペーンの案内
- (2) 埼玉西武ライオンズの既存の商品・特典・サービス・イベント・キャンペーンの調査・分析・改良・運用、新規の商品・特典・サービス・イベント・キャンペーンの開発・運用
- (3) 埼玉西武ライオンズの商品・サービス・イベント・キャンペーンに係るアンケートの実施

4. 当社は、法令に定められた場合を除き、当該会員の同意を得ることなく個人情報等を第三者に提供しません。
5. 当社は、当スクールに関する業務の一部を委託し、業務委託先に対して必要な範囲で個人情報を提供する場合があります。この場合、当社は、業務委託先と個人情報保護契約を締結します。
6. 会員は、個人情報の内容に変更があったときは、速やかに所定の方法で事務局に届け出なければならず、入会申込時の届出内容及び変更内容について、一切の責任を負い、届出内容及び変更内容の遺漏その他の過誤を原因とする情報、送付物の不到達その他の不利益について、当社は一切責任を負いません。
7. 登録された会員の個人情報に従って送付物を送付した場合において、2回以上送付物が所在先不明等により返送されたときは、当社は当該会員に対する、送付物の発送を停止することができます。
8. 当スクール退会後にきましては、上記第2項の利用はしなないものといたします。

第16条(会員専用サイト"SportsManager"の利用)
緊急時、災害時の連絡やスクール活動を円滑に行うため、会員専用サイト(SportsManager)を利用します。
※ご登録頂いたメールアドレスに、SportsManagerを通して連絡させて頂くことができます。
※規約の変更はSportsManagerを通してお伝えします。
※SportsManagerの利用規約に関しては、SportsManagerホームページの【利用規約】をご覧ください。
<http://picro.jp/pages/general/rules/>

第17条(写真・映像の使用)
会員は、当スクールの活動風景として自己の肖像等を撮影されることがあることを了承し、当社及び株式会社西武ライオンズは、無償にて当該肖像等を撮影した写真及び映像等を当社のウェブサイトやプロモーションに利用することができます。

第18条(免責事項)
以下の各号に規定する事由により事務局及び当社の業務が停止した場合、事務局及び当社は、その責を負いません。
(1)天災等の不可抗力の場合
(2)通信業者、電気供給事業者、配送業者その他当社又は事務局の委託先の責に帰すべき事由がある場合
(3)その他事務局及び当社の責に帰さない事由による場合

第19条(本規約等の変更)
当社は、本規約の内容を適宜変更することができ、会員は予めこれを了承するものとします。

第20条(当スクールの終了)

- (1) 当社は、事前に会員に対して通知することにより、当社の裁量で、当スクールを閉会し、当スクールのサービス提供を中止することができます。
- (2) 前項の当スクールの閉会又は当スクールのサービスの提供の中止が、事務局及び、当社の責に帰さない事由による場合、及び前項の通知を行った場合、これにより会員又は第三者が被った損害等に関し、当社及び株式会社西武ライオンズは一切の責任及び損害賠償義務を負いません

第21条(準拠法)

本規約の成立、効力、履行及び解釈については、日本法を適用します。

第22条(専属的合意管轄裁判所)

当社と会員の間で本規約、利用規約、当スクールのサービスに関して紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第1番の専属的合意管轄裁判所とします。

第23条(法的措置)

会員が第5条に規定する支払いを怠ったことに対し、当社が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにも関わらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、当社は会員の住所を管轄する簡易裁判所に支払督促の申立を行います。なお、その際に当社が支出した督促費用等は会員が支払うものとします。

(問合せ先)

〒151-0053
東京都渋谷区代々木4-33-10 トーシンビルB2
株式会社スクールパートナー内
ライオンズベースボールスクール事務局
電話:03-6300-0672

平成25年10月1日	制定
平成26年7月14日	改訂二版
平成27年9月1日	改訂三版
平成28年3月1日	改訂四版
平成28年9月1日	改訂五版
平成31年2月25日	改訂六版
令和4年1月1日	改訂七版

★年齢・体格・体力にあわせたカリキュラム

はじめて野球をはじめのお子様が、スムーズに練習に参加出来るように個々の状況にあわせたクラス分け練習を行っています。

★お茶番などの持ち回りの係りはありません

保護者の皆様へのご負担は基本的にごさいません。練習の付き添い・見学などもご自由です。練習会場まで自分で通えるお子様は、一人で通わせていただいても構いません。そうでないお子様は、送迎だけで結構です。

★成長にあわせた安全な用具

成長期のお子様にちょうど良い安全な用具で練習をスタートいたします。恐怖心を植え付けることなくスムーズに野球に入り込む事が出来ます。※個々のレベルに合わせて用具も変更して行きます。

★練習は週に1回

練習は、平日の週一回です。週末の練習試合や強化練習などは原則、ごさいません。

★怒りません、諭します。けなしません、褒めます。

罵声を飛ばして教育したお子様は、他人にも罵声を飛ばすお子様になります。「叱責価値より称賛価値」厳選ライオンズベースボールスクール指導者の合言葉です。

費用について

入会時の費用

入会金 7,700円(税込み)

毎月の費用

月会費 8,800円(税込み)

ユニフォームセット

(ユニフォーム上下・アンダーシャツ・帽子・ソックス・ベルト)

販売価格

19,580円(税込み)

月額制レンタル

990円/月(税込み)

スポーツマネージャー保険

初年度 無料

年間(4月～翌年3月) 2年目以降 1,100円(税込み)

※保険内容の詳細は、スクール規約をご確認ください。

野球がどんどん好きになる



★ライオンズベースボールスクールとは

幼児・小学生を対象にした子ども野球教室です。野球の基礎指導は勿論の事、集団行動の大切さなど、子どもが育むべき様々な力を体験型教育でサポート致します。



【主催・運営】ライオンズベースボールスクール事務局
東京都渋谷区代々木4-33-10 トーシンビルB2

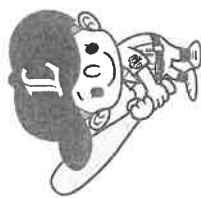
03-6300-0672



お子さまに合わせてカリキュラムを提案いたします。

幼児クラス KIDS CLASS

KIDS CLASS



思いっきり、投げて、走って、ころんで、
そして立ち上がる。

野球をスポーツを大好きになって貰う事を目標
にした指導を行います。

小学生クラス



カラダづくりとココロづくり

短期的な技術向上を目指すのではなく、土台づく
りを目標に野球の基礎や目標達成の喜びなどを
育んでいきます。

アカデミー ACADEMY

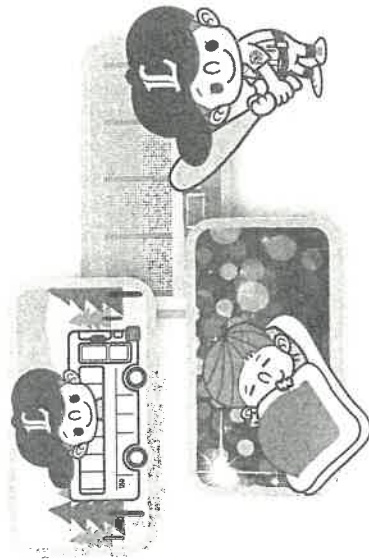
ACADEMY



ライオンズアカデミー

更なる技術向上を目指すベースボールアカデミー
所沢校 ライオンズ室内練習場、西武ドーム
大宮校 県営大宮球場

！ 宿舍台宿の実施(対象:年長以上)



家族と離れて生活する体験です。ふだん一緒に生活
したことのない子どもたちや指導者との共同生活で、
人と人とのつきあい方を学び、両親への感謝の気持
ちを体験します。

最優先事項は、 安心・安全に 練習する事です。



有事の際に備え、私たちは全員が
緊急時の応急処置・救急対応につ
いて研修を受けています。

「ボールを怖がらない」「正しくバットが使える」 野球をはじめめる上でのスタートラインです。

★怖くないボール

ボールを怖がる事なく、練習に取り組
めるクッション性の高いティーパー
を採用しています。

★ケガしないバット

万が一の事故を回避出来るクッション
性の高いバットを使用致します。

※状況に合わせて、軟式球・金属バットに移行して行きます。



保護者のみなさまの
ご質問にお答えいたします。

Q A

雨天時に練習は、行うのですか？

雨天時は、原則中止です。練習開始30分前迄に決定
致します。実施・中止のご確認は、担当指導員携帯電
話か事務局にお電話でご確認ください。

Q A

月会費の納入方法は？

口座引落にてお願いしております。
防犯上の観点から月謝袋等の現金での納入は、受け付
けておりません。

Q A

兄弟入会特典は、ありますか？

ご兄弟の入会の場合は、2人目以降の入会金が免除と
なります。

Q A

子どもが続けられるか心配です...

ご安心ください！お子さまの成長を全力でサポート
することは当然ですが、まずは発達段階に合わせた
楽しいメニューをご用意することで、お子さまが楽
しく通えるように致します。プロの指導員として責任
を持って、お子さまをお預かりします。

Q A

どんな方が指導するのですか？

幼児・小学生のスポーツ教育に特化した、子ども指導の
プロが教わせて頂きます。

	令和4年度 函南町教育委員会定例学校等訪問 実施計画書		
--	--	--	--

1 実施目的

教育の中心である児童・生徒・園児たちが学ぶ学校や園、また生涯にわたり学びを支える社会教育施設等を教育委員会が自ら訪問し、教育現場等を視察することで、今後の町の教育行政に役立てることを実施目的とする。

2 参加委員等

(1) 教育委員会

久保田浩子教育長、渡邊博文委員、小永井博之委員、宮城島美津穂委員、勝俣聡子委員

(2) 事務局

教育次長兼学校教育課長 梅原宏幸、学校教育課課長補佐 浅沼 聡

3 視察ポイント

- (1) 学校(園)経営書に即した運営状況
- (2) 教育支援センターや社会教育施設等の運営状況
- (3) コロナ禍における衛生管理体制、安全対策状況
- (4) 学校、園及び施設の整備状況（安全対策含む）

4 実施日程・視察内容

- (1) 実施日程及び視察の内容は、別紙日程・視察内容一覧のとおり実施する。

※定例教育委員会開催日と同日に実施する。

- (2) 移動方法については、庁用車（1台）を利用する。
- (3) 各日程における教育委員会の昼食は、学校給食を試食する。

※給食費は実費とし、当日徴収する。（小学校 295 円/食、中学校 355 円/食）

5 その他

- (1) 各学校又は各園の経営書は、委員に事前配布する。
- (2) 各日程の当日は、学校、園、施設長（課長含む）から案内や説明を受ける予定であるが、都合により出席できなくなったときは代理者による案内等を受けるものとする。
- (3) 新型コロナウイルス感染症感染防止対策を講じながら、学校や園等の施設運営に支障のない範囲で実施するものとする。

別紙 令和4年度 函南町教育委員会定例学校等訪問 日程・視察内容一覧

No.	6月22日（水）	時間	視察内容等
	役場1Fロビー集合	8：30	出発前日程等確認
1	かなみ運動公園	9：00～ 9：25	利用者・施設運営状況等
2	函南小学校	9：50～10：30	学校運営状況等
3	西部保育園	10：45～11：15	園運営状況
4	西小学校（給食試食）	11：30～12：10	学校運営状況等、給食試食
No.	7月13日（水）	時間	視察内容等
	役場1Fロビー集合	8：30	出発前日程等確認
1	みのり幼稚園(西部コミュニティセンター)	9：00～ 9：40	園運営状況、隣接保育園予定地、施設確認
2	二葉こども園	9：55～10：25	園運営状況 ※終日参加最終日
3	自由ヶ丘幼稚園	10：45～11：15	園運営状況 ※1日参加日の2日目
4	東小学校（給食試食）	11：30～12：10	学校運営状況等、給食試食
No.	9月28日（水）	時間	視察内容等
	役場1Fロビー集合	8：30	出発前日程等確認
1	文化センター・教育支援センター	9：00～10：00	施設利用者・教育支援センターの運営状況等
2	町立図書館	10：10～10：40	利用者・施設運営状況等
3	子育て交流センター	10：45～11：15	利用者・施設運営状況等
4	東中学校（給食試食）	11：30～12：10	学校運営状況等、給食試食
No.	10月26日（水）	時間	視察内容等
	役場1Fロビー集合	8：30	出発前日程等確認
1	桑村小学校	9：00～ 9：40	学校運営状況等、給食試食
2	仏の里美術館	9：50～10：20	利用者・施設運営状況等
3	函南町体育館(プール・文化財整理室)	10：45～11：15	利用者・施設運営状況等
4	函南中学校（給食試食）	11：30～12：10	学校運営状況等、給食試食
No.	11月24日（木）	時間	視察内容等
	役場1Fロビー集合	8：40	出発前日程等確認
1	間宮幼稚園	9：10～ 9：40	園運営状況
2	春光幼稚園	10：00～10：30	園運営状況
3	丹那幼稚園	10：55～11：25	園運営状況 ※給食運搬カート11：20頃
4	丹那小学校（給食試食）	11：30～12：10	学校運営状況等、給食試食